高鍋町子どもの輝く未来応援計画

～すべての子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会へ～

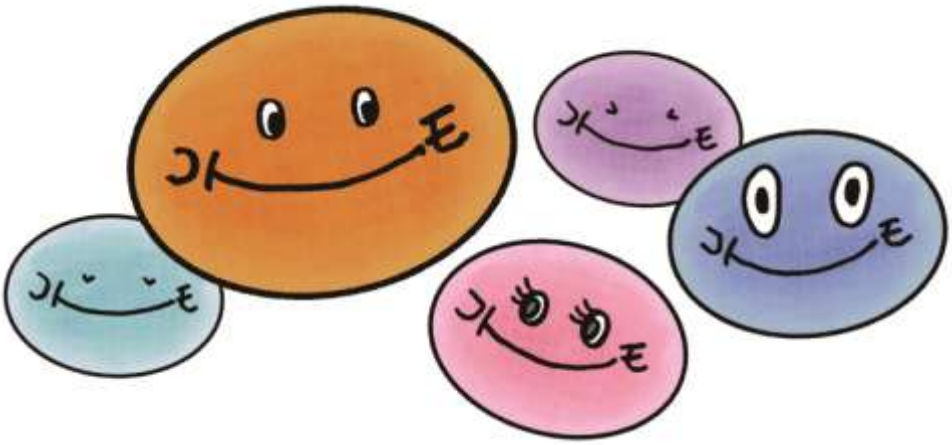

平成２９年２月

宮崎県　高鍋町

※表紙のイラストは、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」のロゴマークで、「悩んでいるのは１人ではない」ということをイメージしている。

※本計画では、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業」からの引用を除き、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の表記（子ども）を用いています。特に意味を異にするものではありません。

高鍋町子どもの輝く未来応援計画の策定にあたって

これからの高鍋町を担っていくのは、今を生きる子どもたちです。

「子どもは地域の宝」という意識を持ち、子育て家庭だけでなく地域や行政などが一体となって子どもを育て、すべての子どもたちが将来に夢や希望を持ち成長していけるまちを創っていくことは、高鍋町の未来にとっても非常に大切なことです。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と過去最高の水準となっており、実に6人に1人の子どもが、普通の生活水準の半分以下の所得水準での生活を余儀なくされています。

また、母子家庭などの「ひとり親家庭」では、54.6%と2人に1人を超える子どもが貧困状態にあるという調査結果が示されました。

子ども期の貧困は、子どもの成長に様々な影響を与えるだけでなく、家計の苦しさから大学や高校への進学を諦めざるを得ないなど、将来にわたり不利な条件を蓄積させ、世代を超えて連鎖する可能性があります。

そのような中、国においては「子供の貧困対策に関する法律」の制定や「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、「子供の貧困対策」を総合的に推進する一方、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において、増加傾向にある経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯への支援も行うこととしており、今後は、地域の住民に身近な市町村が、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、地域の実情に応じた具体的な施策を講じていくことが求められています。

こうした国や県の動きを受けて、本町においても第五次高鍋町総合計画で定める町の将来像「子どもがにぎわうまちづくり」を推進し、町内に在住するすべての子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、「高鍋町子どもの輝く未来応援計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づきひとり親家庭等を含む生活困窮家庭の自立に向けた支援等に取り組み「貧困の連鎖」の解消に向け、様々な関係団体や支援団体、地域、学校などと連携した取り組みを進めていきたいと考えておりますので、町民の皆様をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたりまして、町民意識調査やひとり親家庭等アンケート調査などの各種調査にご協力いただきました皆様、計画案の審議にご尽力いただきました高鍋町子どもの輝く未来応援計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げます。

平成29年2月

高鍋町長　小　澤　浩　一

目　　次

第１章　総論
１．計画策定の社会的背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
３．計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２章　本町の子どもを取り巻く現状と課題
１．子どもの貧困の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
２．子どもの学校・進学等の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
３．アンケート調査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
４．本町における社会資源・地域環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
５．本町における課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

第３章　計画の基本理念・基本方針
１．基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
２．基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
３．具体的取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

第４章　計画の推進
１．計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
２．計画の進捗管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

資料編
１．高鍋町子どもの輝く未来応援計画策定の経過概要　・・・・・・・・・・・　４１
２．高鍋町子どもの輝く未来応援計画策定委員会設置要綱　・・・・・・・・・　４２
３．高鍋町子どもの輝く未来応援計画策定委員会委員名簿　・・・・・・・・・　４３

第１章　総論

１．計画策定の社会的背景

⑴「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行

「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号。以下「法」という。)」は､子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。

法施行の背景としては、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しく(※1)、また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体として低い水準(※2)になっていることが挙げられています。

◆基本理念（法第２条）

○子どもの貧困対策は、子ども等（保護者含む）に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

○子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

◆地方公共団体の責務（法第４条）

○地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

※1 子供の貧困率 16.3%（2012 年厚生労働省）(2010 年 OECD 加盟 34 カ国中 25 位)

※2 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 90.8%(全体 98.6%)(2013 年厚生労働省/文部科学省)

⑵「子供の貧困対策に関する大綱」の決定

政府は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）」をまとめ、平成 26 年 8 月 29 日に閣議決定しました。

大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が極めて重要であるとの意義を踏まえ、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を推進するため、基本的な方針、子どもの貧困に関する 25 の指標の設定とこの指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者の就労に関する支援、④経済的支援の具体的内容を明示しています。

また、本大綱の推進にあたり、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要であることから、都道府県など地方公共団体への適切な支援を行うこととされています。

◆子供の貧困に関する指標

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率：90.8%
○スクールソーシャルワーカー（※1）の配置人数：1,008 人
○ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率：80.6%（正規 39.4%、非正規 47.4%）
・父子家庭の就業率：91.3%（正規 67.2%、非正規　8.0%）
など、25 の指標

◆指標の改善に向けた当面の重点施策

○教育の支援
きめ細かな学習指導による学力保障、教育費負担の軽減等
○生活の支援
保護者の自立支援、子供の居場所づくりに関する支援等
○就労の支援
ひとり親家庭の親の就労支援、保護者の学び直しの支援等
○経済的支援
児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し、母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大等
など、41 の施策

※1　児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。SSW と略す。

⑶「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の決定

内閣府の子どもの貧困対策会議は、すべての子どもの安心と希望の実現に向け、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策及び児童虐待防止対策を講じるため、平成 27 年 8 月に取りまとめた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」を踏まえ、更なる充実策をまとめた「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を平成 27 年 12 月 21 日に決定しました。

その中の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」では、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯の自立を応援するための具体的な施策と KPI（重要業績評価指標）(※1) を明示しています。

また、本プロジェクトを効果あるものとするため、「地域子どもの未来応援交付金」を創設し、各地方自治体において地域ネットワークの形成を支援 (※2) することとされています。

◆プロジェクトでの具体的な施策

○支援につながる
　自治体窓口のワンストップ化の推進、自治体窓口における相談の水準の向上　など
○生活を応援
　子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）、児童扶養手当の機能の充実　など
○学びを応援
　幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減、生活困窮世帯及びひとり親家庭の子どもの学習支援　など
○仕事を応援
　就職に有利な資格の取得支援、高等職業訓練促進資金貸付事業の創設　など
○住まいを応援
　ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進、生活困窮者に対する住居確保給付金の支給　など
○社会全体で応援
　子どもの未来応援国民運動の推進、子どもの未来応援地域ネットワークの形成
などの 33 項目の取組項目

※1 Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標。

※2 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業：子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、ＮＰＯ、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援する事業。

⑷「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定

国において子どもの貧困対策に関する諸施策が大綱やプロジェクトなどで示される一方、宮崎県においても法第 9 条第 1 項の規定に基づき「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を平成 28 年 3 月に策定しました。

この計画では、県の実状に応じた基本理念や基本方針、指標の改善に向けた取組などを明示しています。

また、地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策を推進するため、支援を必要とする子どものニーズを最も正確に把握しうる市町村の役割についても明示しています。

◆法第 9 条第 1 項の規定

○都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

◆基本理念

○すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す。

◆基本方針

○豊かな県民性に育まれた地域の繋がりを活かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して貧困対策に取り組む。

◆市町村の役割

○市町村においては、支援を必要とする子どもに関する情報等の実態把握に努めるとともに、児童相談所や福祉事務所、学校などの関係機関と連携して、地域における課題や必要な施策について検討し、各種施策に取り組むことが求められます。

2．計画策定の趣旨

⑴「貧困」が子どもや社会に与える影響

国民全体の等価可処分所得(※1)の中央値の半分以下の所得で生活する世帯を相対的貧困世帯と呼びますが、平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成24年の我が国の子どもの貧困率(※2)は16.3%と過去最高の水準となっています。

そのような家庭で育った子どもは、食生活や栄養の偏り、医療機関への受診抑制による心身への影響、高校・大学への進学断念による教育や就職・収入格差など様々な影響を受けると同時に、貧困家庭に育った子どもが社会に出ても貧困となる「貧困の連鎖」を引き起こす要因ともなっています。

また、このまま「貧困の連鎖」を放置すると、現在15歳の子ども1学年あたりの経済損失は2.9兆円となり、政府の財政負担は1.1兆円増加するという試算結果(※3)も出ています。

「貧困」は、貧困家庭の子どもだけでなく、次世代の子ども達や将来の社会経済にも大きな影響を与える要因となっており、早急な対策が必要となっています。

⑵すべての子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会へ

第五次高鍋町総合計画において「子どもがにぎわうまちづくり」を町の将来像に掲げ、全ての施策にこの考え方を取り入れていくこととしており、町内のすべての子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る「子どもの貧困対策」は、これからの高鍋町を担う子どもの成長にとって極めて重要です。

平成26年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたところですが、本町においても法の趣旨に鑑み、「子どもの貧困対策」を総合的に推進するため、具体的な支援体制を定める本計画を策定することとしました。

3．計画期間

子どもの貧困対策は喫緊の課題であり、早急に対応する必要があることから、本計画の期間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とし、集中的に取り組んでいきます。

※1　世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた手取り収入）を世帯全員の平方根で割って調整した所得

※2 17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合

※3 子どもの貧困の社会的損失推計レポート（2015年12月・日本財団・三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）

第２章　本町の子どもを取り巻く現状と課題

１．子どもの貧困の現状

⑴「子どもの貧困率」について

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る子どもの割合を、「子どもの貧困率」といいます。政府の調査によると、日本の子どもの貧困率は 16.3%で、およそ 6 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしています。

また、子どもがいる現役世帯では、大人が 2 人以上の世帯の場合の相対的貧困率(※1)が 10～12%程度であるのに対して、大人が 1 人の世帯の貧困率は 50%を超えています。

このことから、特にひとり親世帯は、経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

◆貧困率の推移

		平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年
相対的貧困率		15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率		14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯		13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
	大人が 1 人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
	大人が 2 人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線		137 万円	130 万円	127 万円	125 万円	122 万円

※大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

《出典：平成 25 年国民生活基礎調査》

※1　相対的貧困率：ある社会で一般的と考えられているレベルの生活ができない困窮する人が、どのくらいいるかを表す数値。122 万円以下（2012 年）の所得の人の総数が全体に占める割合を表す。

⇔　絶対的貧困率：必要最低限の生活水準を維持するための食糧・生活必需品を購入できる所得・消費水準に達していない絶対貧困者が、その国や地域の全人口に占める割合。世界銀行では 1 日の所得が 1.25 米ドルを貧困ラインとしている。

◆相対的貧困率の算定方法

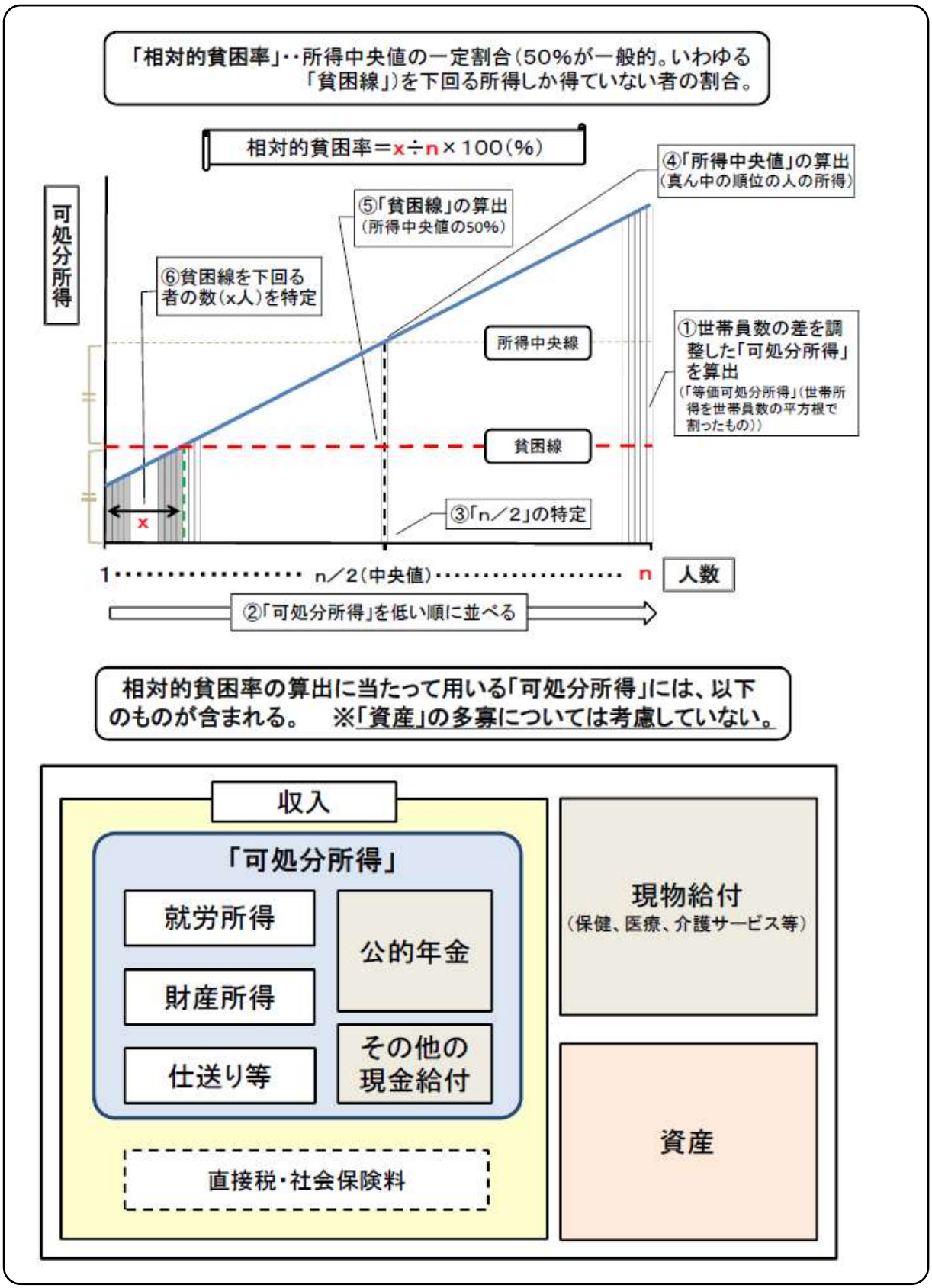
「相対的貧困率」‥所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。
相対的貧困率＝x÷n×100（%）
可処分所得
④「所得中央値」の算出（真ん中の順位の人の所得）
⑤「貧困線」の算出（所得中央値の50%）
⑥貧困線を下回る者の数（x人）を特定
所得中央線
①世帯員数の差を調整した「可処分所得」を算出（「等価可処分所得」（世帯所得を世帯員数の平方根で割ったもの））
貧困線
x
③「n／2」の特定
1‥‥‥

⑵本町における低所得世帯の現状について

本町において貧困状態にあると推計される低所得世帯は減少傾向にありますが、低所得世帯に占めるひとり親世帯の割合は5割を超えており、増加傾向にあります。

また、年間総収入においても、ひとり親世帯は300万円未満の世帯割合が84.0%となっており、町内の平均的な収入割合52.6%と比べ大幅に高くなっています。

このことから、本町においても全国的な傾向と同様にひとり親世帯は、経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

◆子どもがいる低所得世帯数の推移

			平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総世帯数			9,516世帯	9,584世帯	9,604世帯	9,615世帯
低所得世帯数			208世帯	215世帯	187世帯	162世帯
	割合		2.2%	2.2%	1.9%	1.7%
	うち、ひとり親世帯数		114世帯	111世帯	104世帯	102世帯
		割合（対総世帯）	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%
		割合（対低所得世帯）	54.8%	51.6%	55.6%	63.0%

※税の申告情報から推計したもので、「子どもの貧困率」や「相対的貧困率」を示すものではない。

※低所得世帯とは、世帯全員の所得が「平成25年国民生活基礎調査」での貧困線（122万円）以下で、（税申告システムの関係上）16歳未満の子どもがいる世帯とした。

《資料：税務課調（各年6月1日現在）》

◆年間総収入の状況

世帯年収区分	ひとり親世帯年収割合(*1)	世帯年収割合(*2)
300万円未満	84.0%	52.6%
300万円～500万円未満	11.5%	26.0%
500万円以上	1.5%	21.4%

※ひとり親世帯割合は、「無回答」を省いているため100%にならない。

《(*1)資料：平成28年高鍋町ひとり親家庭等アンケート調査》

《(*2)出典：平成25年住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）》

⑶ひとり親世帯数について

本町におけるひとり親世帯数は、若干減少傾向にあるものの、ほぼ横ばい状態で推移しており、町内全世帯数の約 4%となっています。

◆ひとり親世帯数の推移（各年 4 月 1 日現在）

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ひとり親世帯数		380 世帯	369 世帯	371 世帯	357 世帯
	母子世帯	352 世帯	341 世帯	346 世帯	324 世帯
	父子世帯	28 世帯	28 世帯	25 世帯	33 世帯
全世帯数		9,460 世帯	9,543 世帯	9,563 世帯	9,578 世帯
割合		4.0%	3.9%	3.9%	3.7%

※全世帯数は、住民基本台帳世帯数。

《資料：福祉課調》

⑷ひとり親世帯における就労・収入状況について

本町におけるひとり親世帯の就労形態について、母子世帯、父子世帯とも「正社員・正規職員」の割合が一番高くなっています。しかし、母子世帯では「契約社員・派遣社員」「パート・アルバイト」の非正規雇用の割合が約 40%となっており、父子世帯と比べて高くなっています。

また、ひとり親世帯の総収入について、母子世帯では「100 万円～150 万円未満」の割合が一番高く 27.0%、父子世帯では「300 万円～500 万円未満」が一番高く 35.3%となっています。さらに、母子世帯では 300 万円未満が 9 割となるなど、母子世帯の厳しい経済状況が現われています。

◆就労形態の状況

	自営業	正社員・正規職員	契約社員・派遣社員	パート・アルバイト	その他	無職
母子世帯	2.8%	45.8%	13.6%	28.8%	1.1%	7.9%
父子世帯	29.4%	64.7%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%

《資料：平成 28 年高鍋町ひとり親家庭等アンケート調査》

◆世帯の年間総収入の状況

	50 万円未満	50 万円～100 万円未満	100 万円～150 万円未満	150 万円～200 万円未満	200 万円～300 万円未満	300 万円～500 万円未満	500 万円以上
母子世帯	5.2%	10.3%	27.0%	25.3%	21.3%	9.2%	1.7%
父子世帯	5.9%	0.0%	5.9%	23.5%	29.4%	35.3%	0.0%

《資料：平成 28 年高鍋町ひとり親家庭等アンケート調査》

2．子どもの学校・進学等の現状

⑴進学者数・進学率の状況について

本町における中学校卒業者の高等学校等進学率は 98～100%となっており、ほとんどの子どもが高等学校に進学しています。

また、高等学校等卒業者の大学等進学率は約 64%、就職率は約 28%で、県全体と比べると若干低くなっています。

なお、町内の生活保護世帯の子どもの進学率や就職率については、推計する資料がないため把握できませんが、高等学校等への進学については、町内のほとんどの子どもが進学していることから、生活保護世帯の子どもの高等学校進学率は、県全体より高くなっているものと考えられます。

◆中学校・高等学校等卒業者の進学率、就職率の推移

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
中学校卒業者数		198 人	216 人	203 人	217 人	196 人
	高等学校等進学率	99.5%	98.6%	99.0%	100.0%	100.0%
	就職率	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
高等学校等卒業者数		190 人	178 人	194 人	196 人	190 人
	大学等進学率	62.4% (67.1%)	59.3% (67.1%)	66.7% (67.8%)	63.2% (68.6%)	63.7% (67.5%)
	就職率	27.5% (29.5%)	26.8% (30.4%)	29.5% (30.0%)	26.9% (29.2%)	28.6% (30.3%)

※高等学校等卒業者のうち、大学等進学・就職以外の進路としては、専修学校や公共職業能力開発施設入学者、一時的な仕事に就いた者、死亡・不詳がある。

※高等学校卒業者数・大学等進学率・就職率は、町内高等学校進学者数よりの推計値。

※（　）は、県全体の割合。

《資料：宮崎県学校基本調査より福祉課作成》

◆生活保護世帯の子どもの進学率（宮崎県）

		生活保護世帯	参考(一般世帯)	備考
県	高等学校等進学率	83.3%	98.0%	平成 26 年度時点
	大学等進学率	25.5%	66.9%	

《出典：宮崎県子どもの貧困対策推進計画》

⑵ 長期欠席児童・生徒数の状況について

近年、小学校で平均 8 人、中学校で平均 15 人の児童・生徒が長期にわたって学校を欠席する状況となっています。経済的理由による長期欠席児童・生徒数はいないものの、様々な理由から教育の機会を奪われることは、将来の就労や経済的自立の支障となり、貧困へとつながることが懸念されます。

◆小学校長期欠席児童数の推移

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
総児童数		1,165 人	1,153 人	1,127 人	1,111 人	1,103 人
長期欠席児童数		6 人	5 人	17 人	8 人	2 人
理由	病気	6 人	3 人	11 人	4 人	1 人
	経済的理由	―	―	―	―	―
	不登校	―	2 人	3 人	1 人	1 人
	その他	―	―	3 人	3 人	―

《出典：宮崎県学校基本調査》

◆中学校長期欠席生徒数の推移

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
総生徒数		622 人	608 人	615 人	592 人	587 人
長期欠席生徒数		17 人	19 人	17 人	12 人	10 人
理由	病気	3 人	5 人	5 人	2 人	―
	経済的理由	―	―	―	―	―
	不登校	14 人	14 人	12 人	10 人	10 人
	その他	―	―	―	―	―

《出典：宮崎県学校基本調査》

⑶就学援助の状況について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（準要保護者）に対し、学用品や給食費等に要する費用を補助する就学援助を行っています。

児童生徒数が減少している中、就学援助を受けている児童生徒の数は近年増加傾向にあり、平成 27 年度には、124 人と 5 年間で 1.7 倍になっています。ただし、県全体と比べると約半分程度の割合となっています。

◆就学援助認定者数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
要保護認定者数	4 人	5 人	6 人	4 人	22 人
準要保護認定者数	69 人	85 人	105 人	104 人	102 人
計	73 人	90 人	111 人	108 人	124 人
児童生徒数	1,787 人	1,761 人	1,742 人	1,703 人	1,690 人
認定者割合(要保護)	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	1.3%
認定者割合(準要保護)	3.9%	4.8%	6.0%	6.1%	6.0%
認定者割合(全体)	4.1%	5.1%	6.4%	6.3%	7.3%

※四捨五入で端数処理しているため合計は必ずしも一致しない。

《資料：教育総務課調》

◆生活保護世帯の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
世帯数	207 世帯	221 世帯	239 世帯	254 世帯	251 世帯
被保護実人員	287 人	304 人	321 人	334 人	337 人
保護率	13.21 人	14.02 人	14.83 人	15.47 人	15.64 人

※世帯数・被保護実人員は 1 ヶ月平均値、保護率は人口 1,000 人あたりの値である。

《出典：宮崎県統計年鑑》

⑷高鍋町育英会奨学金貸与事業の状況について

高鍋町育英会では保護者が町内に 2 年以上居住している高校生、大学生及び大学院生で、学力優秀、品行方正であって学費の支弁が困難であると認められる個人に対し奨学金の貸与事業を行っています。

平成 27 年度は、利用者が若干減少しているものの、近年、30 人前後が利用しています。

◆高鍋町育英会奨学金の概要

対象者	高校生・大学生(修業年限 2 年以上の専門学校生を含む)・大学院生
資格	保護者が町内に 2 年以上居住していること
貸与月額	高校生：15,000 円、大学生・大学院生・専門学校生：25,000 円
貸与期間	奨学生が卒業するまでの期間
返還方法	卒業後 6 ヶ月を経過した翌月から、貸与期間の 1.25 倍の期間で月賦返還
利子	無利子

《出典：高鍋町 HP「高鍋町育英会」》

◆高鍋町育英会奨学金利用者の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高校	8 人	14 人	9 人	7 人	6 人
大学	21 人	18 人	21 人	20 人	9 人
計	29 人	32 人	30 人	27 人	15 人

※大学には、専門学校・短大等修業年限 2 年以上含む。

※利用者数は、貸与中の人数。

《資料：教育総務課調》

3．アンケート調査結果

⑴ひとり親家庭等アンケート調査について

本計画を策定するにあたり「ひとり親世帯」を対象に、生活の実態や困りごと等を把握するため、平成 28 年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間に、ひとり親世帯の保護者 324 人、ひとり親世帯の小学校 4 年生から 18 歳未満の子ども 328 人を対象にアンケート調査を行いました。

回答数は、保護者が 200 人、子どもが 155 人となり、回収率は、保護者が 61.7%、子どもが 47.3%となりました。

◆家族や住まいの状況

・親等と同居している人もいますが、子どもとの単親世帯が多くなっています。
・子どもが低年齢期(小学校入学前)に離婚によりひとり親となっています。
・公営住宅や賃貸アパートに住んでいる人が多くなっています。

【図 1 同居者の状況（人）※複数回答あり】

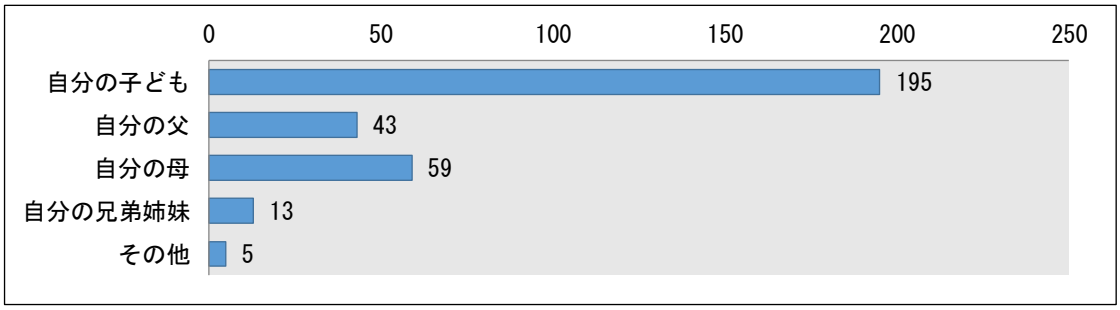

【図 2 ひとり親になった時の子ども就学・就労状況（人）※複数回答あり】

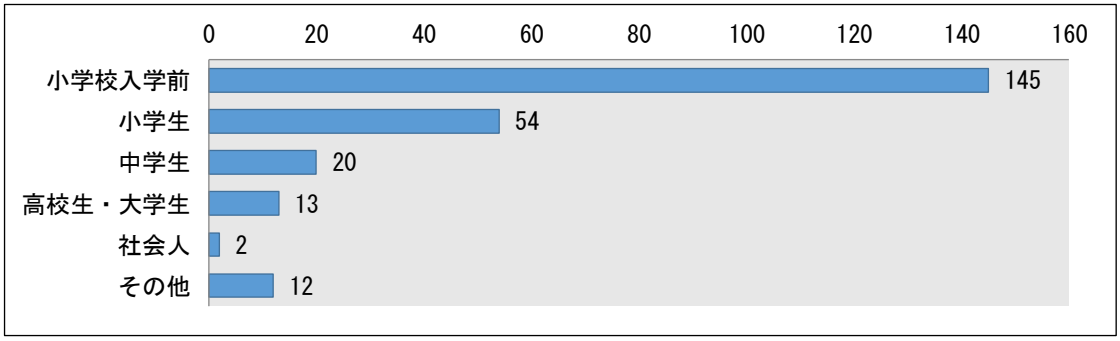

【図 3 ひとり親になった理由（%）】

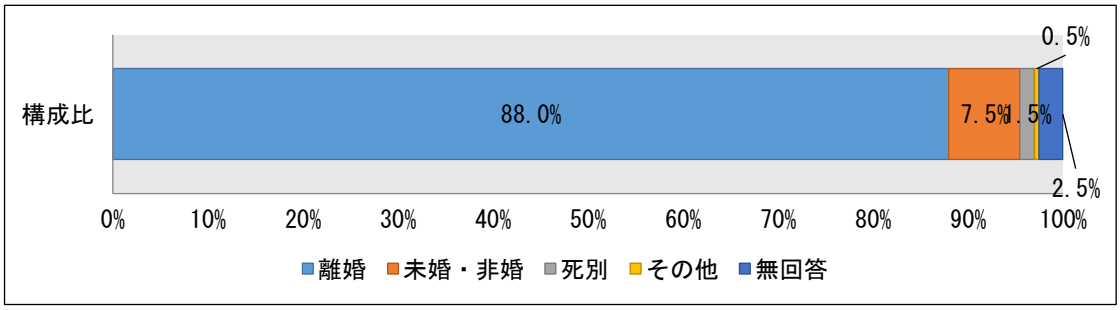

【図 4 住まいの状況（人）】

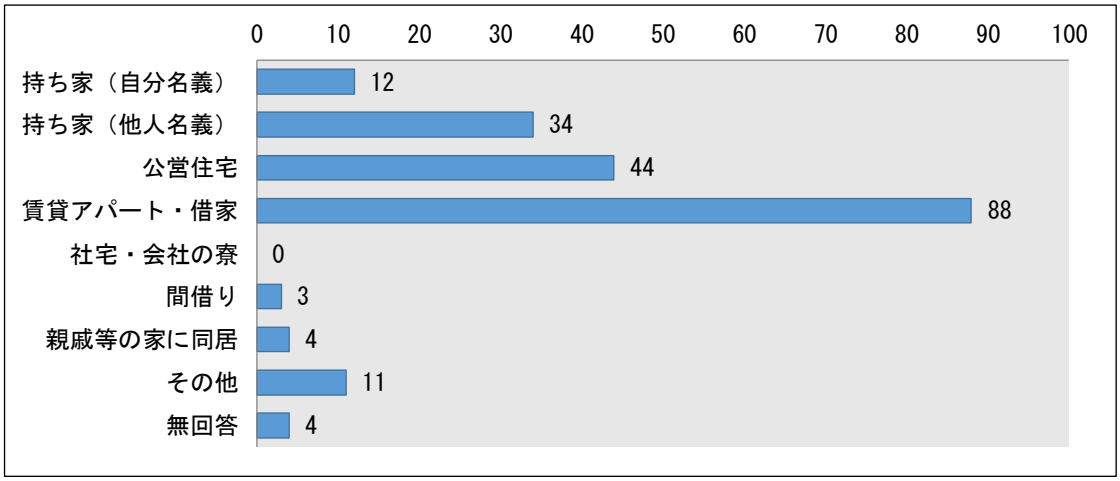

◆仕事の状況

・約 9 割の人が就労しています。

・就労形態として、約 5 割の人が正社員・正規職員ですが、年代が若いほど「契約社員・派遣社員」「パート・アルバイト」の非正規雇用の割合が高くなっています。

・仕事をしている人のうち、約 3 割の人が転職を考えています。

・転職を考える理由として、「収入が少ない」、「労働時間があわない」、「子どもが病気の時休みづらい」の 3 つが上位を占めています。

【図 5 就労状況（%）】

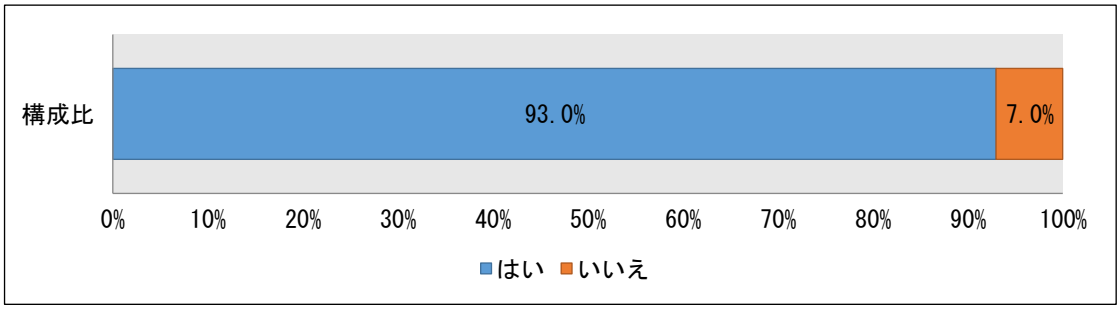

【図 6 年代別就労形態（%）】

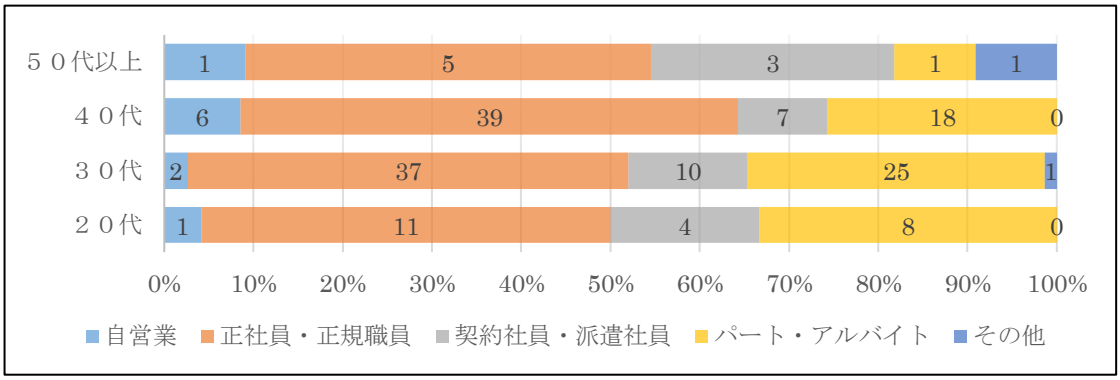

【図 7 転職希望の有無（%）】

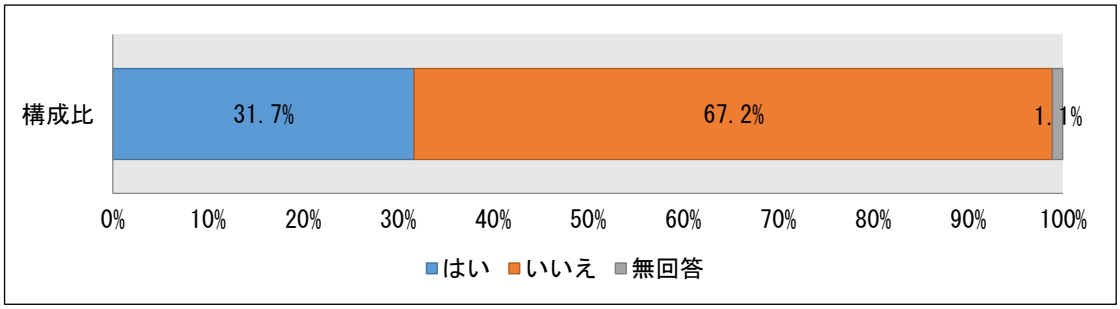

【図 8 転職を考えている理由（人）※複数回答あり】

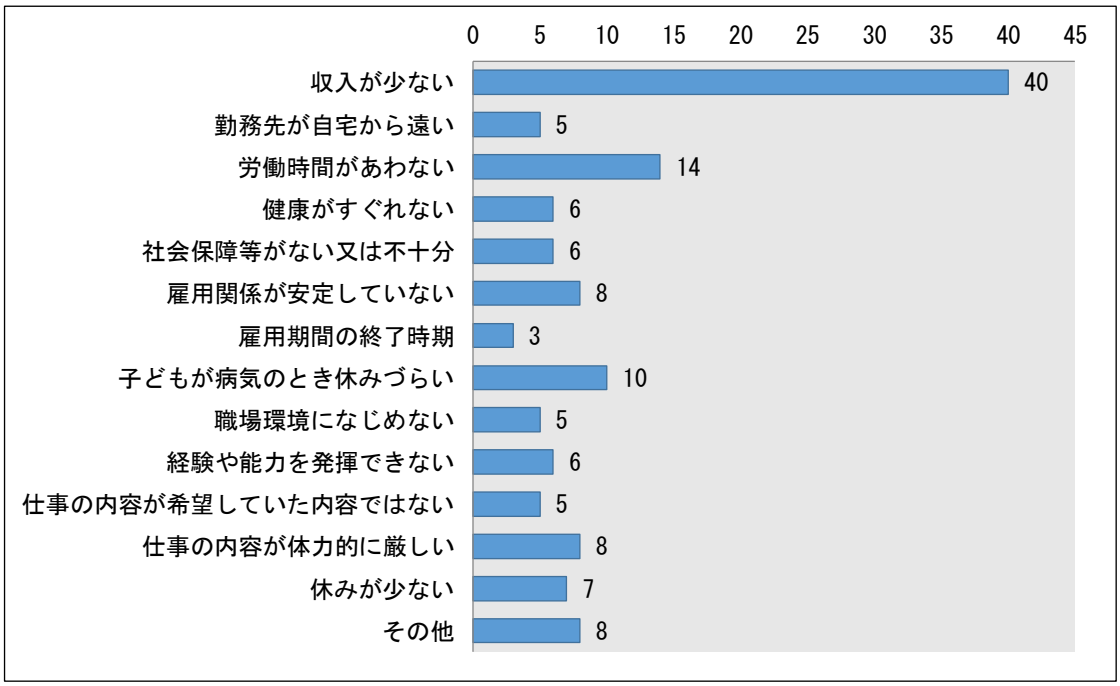

◆世帯の経済状況

・約 8 割の人が、経済状況が「苦しい」と感じています。
・約 8 割の人が、年間の世帯収入が 300 万円未満となっています。
・約 8 割の人が養育費をもらっておらず、その理由として「相手に支払い能力がないこと」と「相手との関りを拒否すること」が多くなっています。

【図 9 世帯の経済状況（人）】

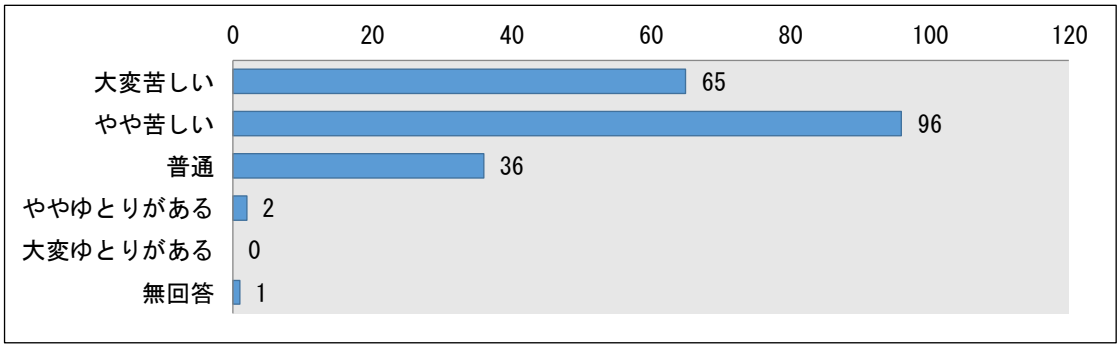

【図 10 世帯の年間総収入（人）】

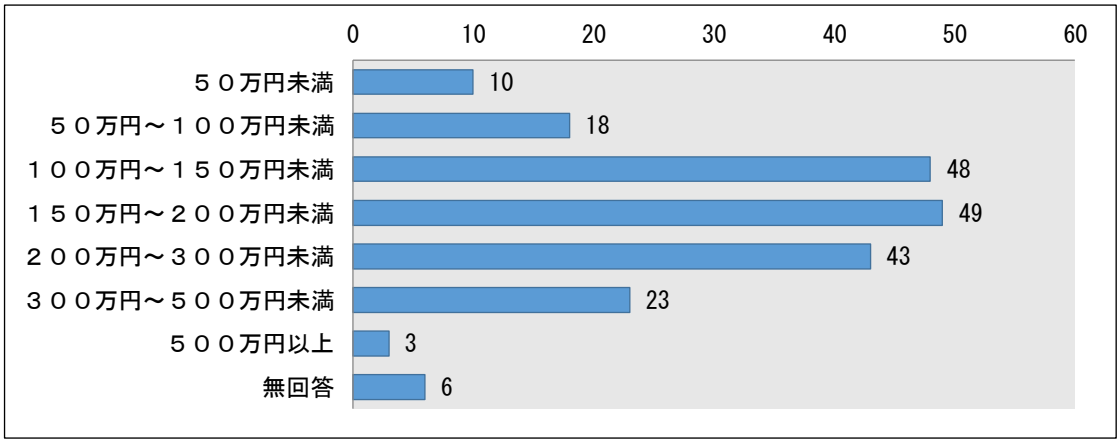

【図 11 養育費の取得状況（%）】

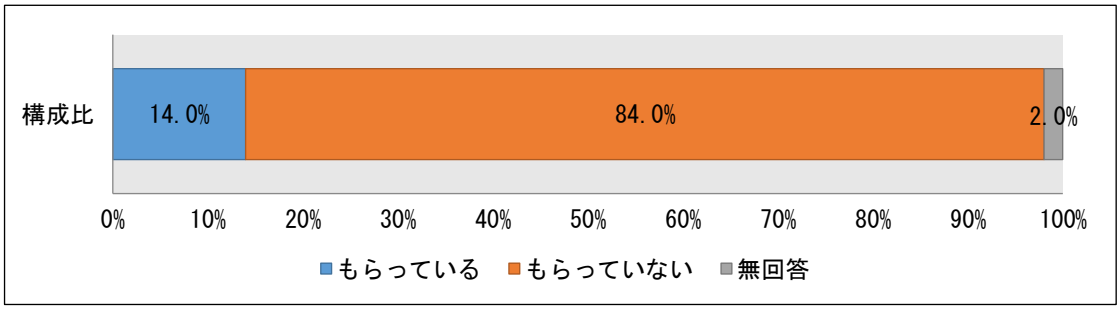

【図 12 養育費をもらっていない理由（人）※複数回答あり】

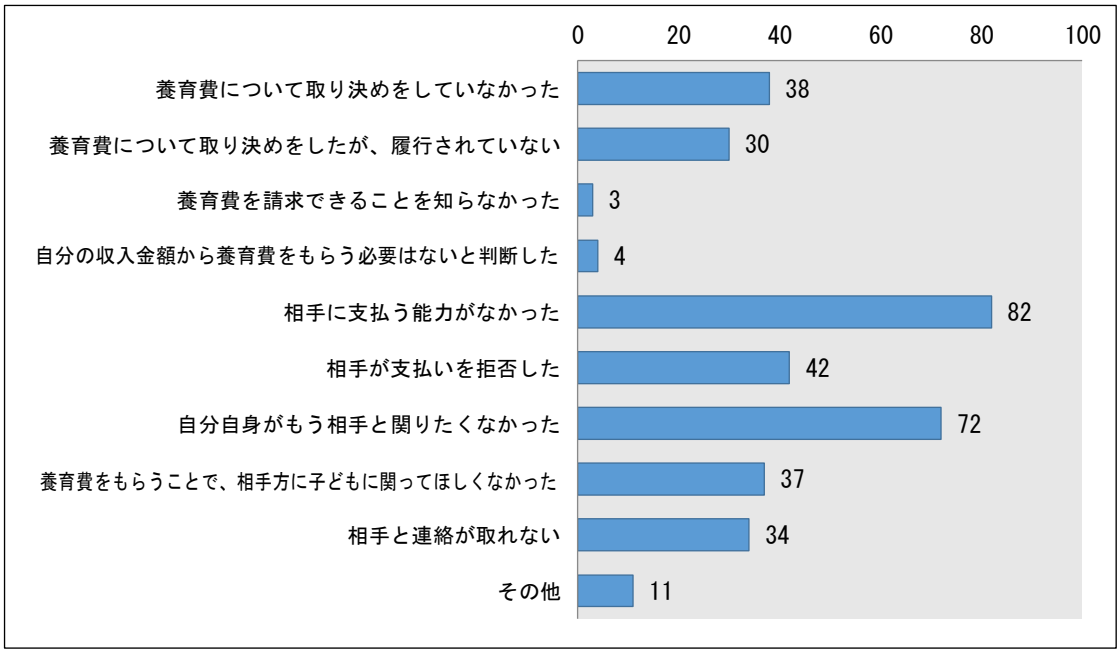

◆日常生活の悩みや困りごとについて

・子どもの将来や健康、教育費など子どもに関する悩みを抱えている人が多く、次いで、自分の老後や健康など本人に関する悩みが多くなっています。

・多くの人が家族や友人など身近な人に相談しており、役場等の公的機関に相談する人はほとんどいません。また、相談できる相手がいない人も１割程度います。

【図 13 悩みごとの状況（人）※複数回答あり】

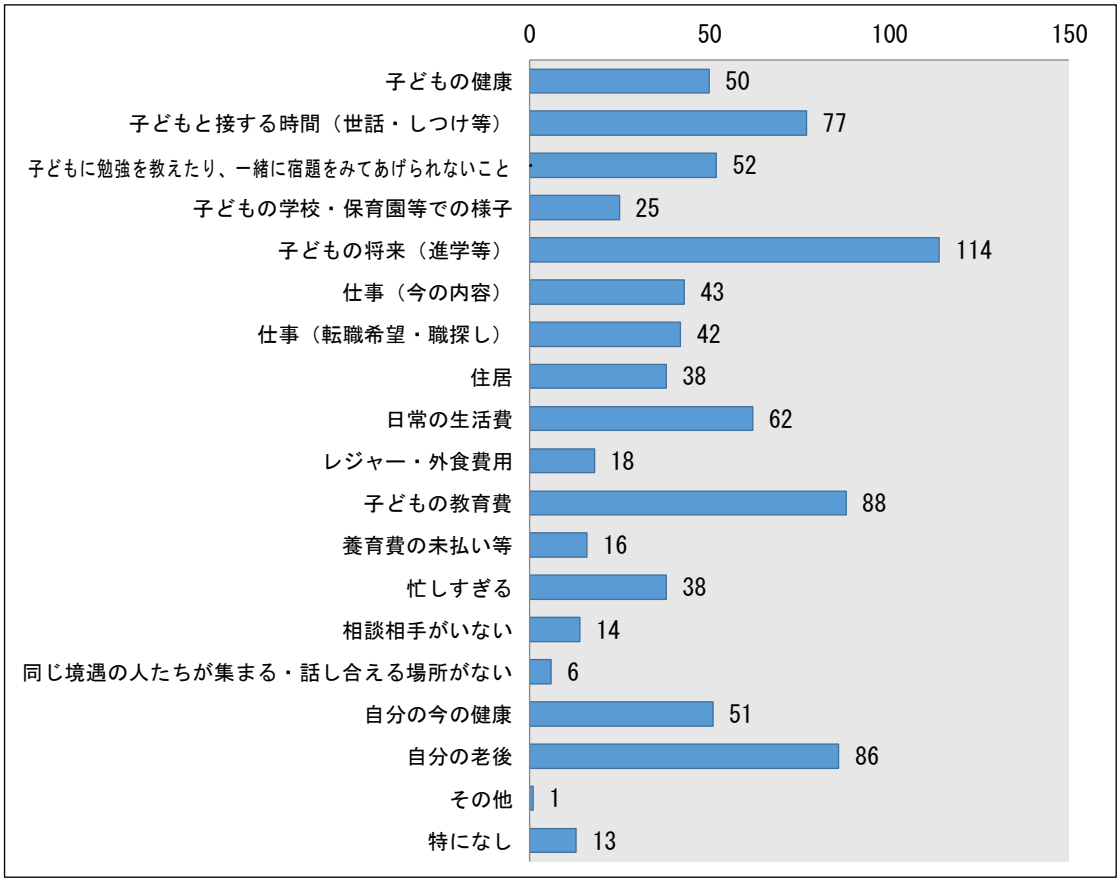

【図 14 相談相手の状況（人）※複数回答あり】

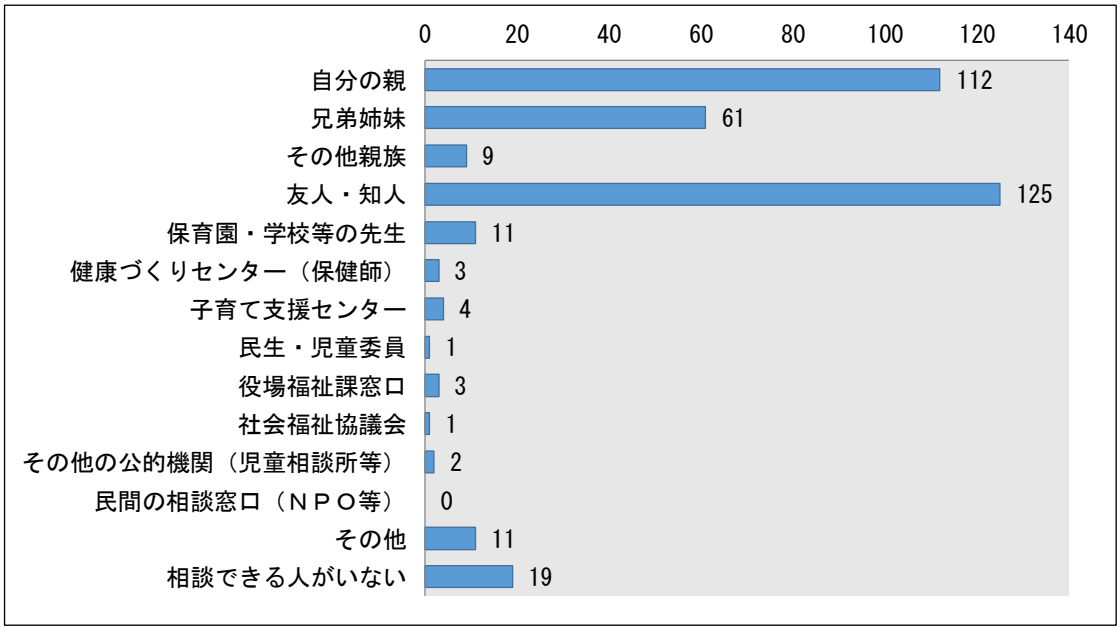

◆支援制度の存知・利用状況

・「ひとり親家庭医療費助成」が存知数及び利用状況とも高くなっています。

・一方、制度自体をよく知らないため、利用したい支援制度がわからないとの自由記述での回答もあります。

【図 15 支援制度の存知状況（人）※複数回答あり】

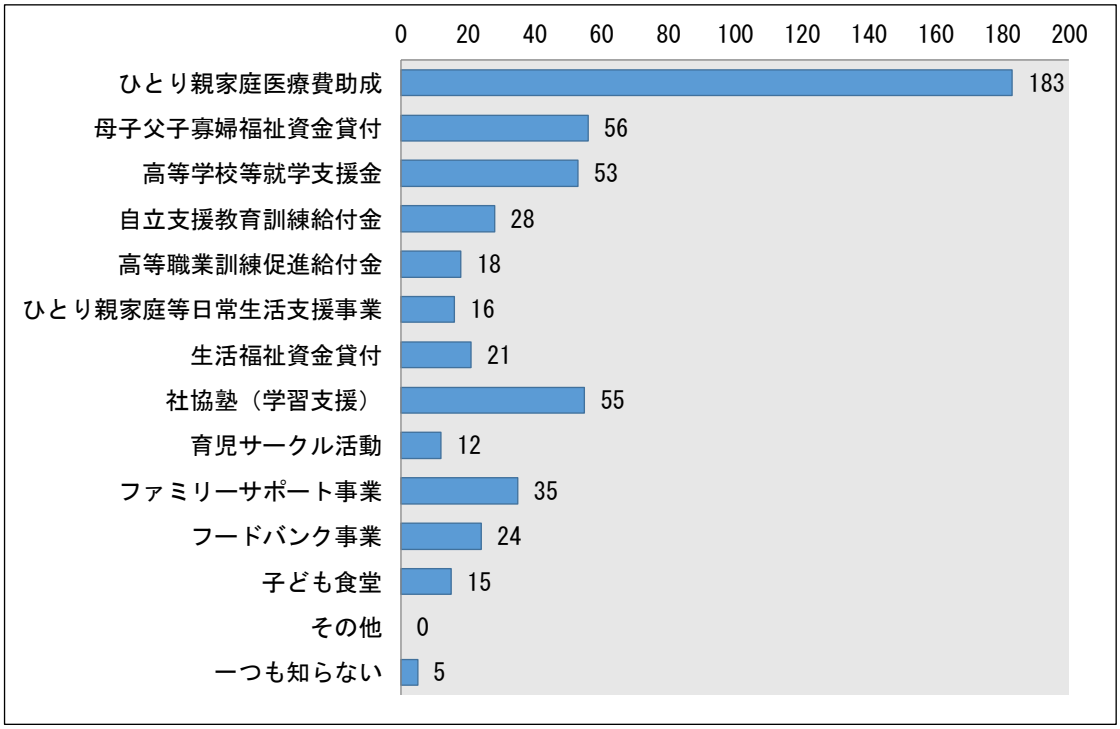

【図 16 支援制度の利用状況（人）※複数回答あり】

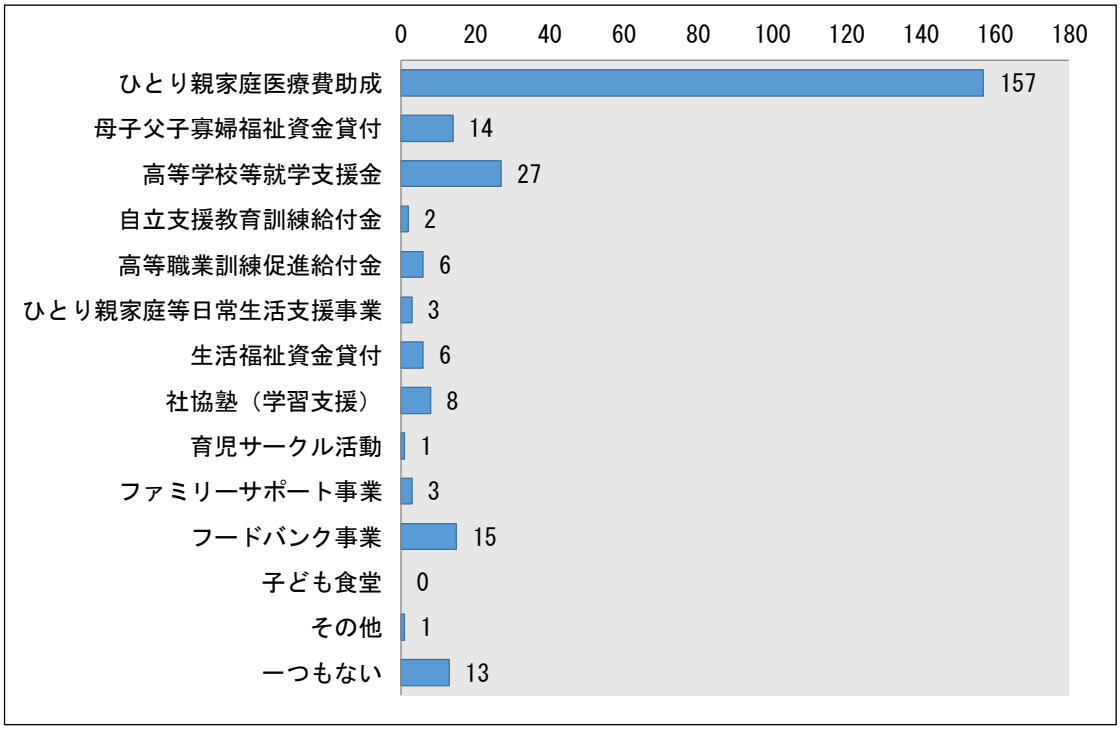

◆家庭教育や子どもの将来について

・約 7 割の子どもは、ほぼ毎日勉強しています。
・約 2 割の家庭で学習塾を利用しています。
・最終進学目標は、親のアンケート結果も子どものアンケート結果も「大学」までとしている割合が高くなっています。
・将来の就職先について、親のアンケート結果では「正社員・正規職員であれば職種は問わない」との回答が多く、子どものアンケート結果では「その他（自由記述)」となっており、希望する職種が多岐にわたっています。

【図 17 家庭での学習習慣（人)】

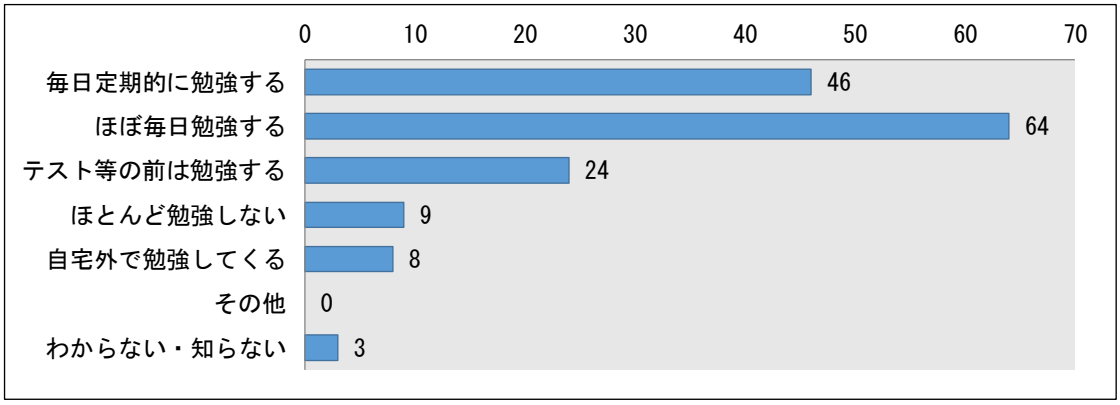

【図 18 学習塾の利用状況（%)】

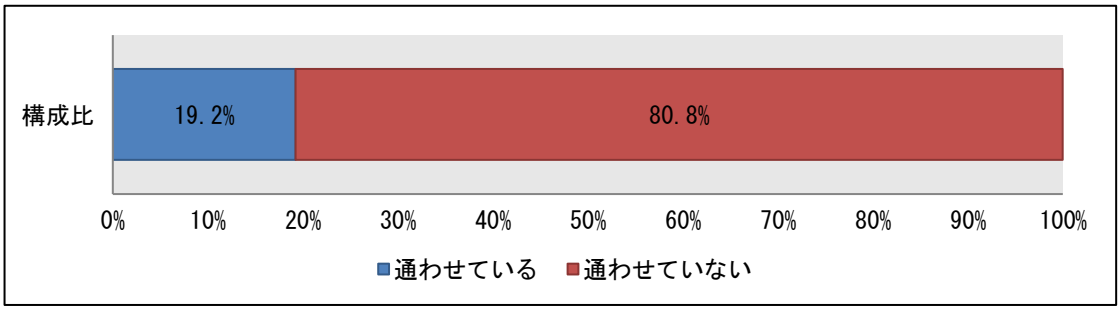

【図 19 最終進学目標（%)】

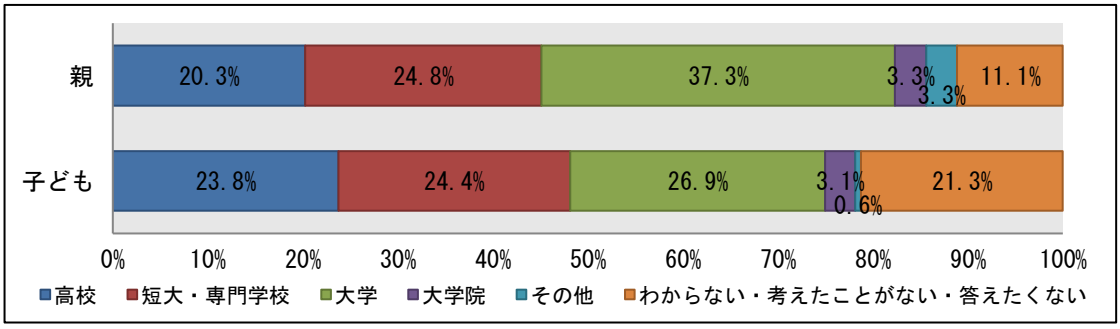

【図 20 将来の就職先・職種（%）】

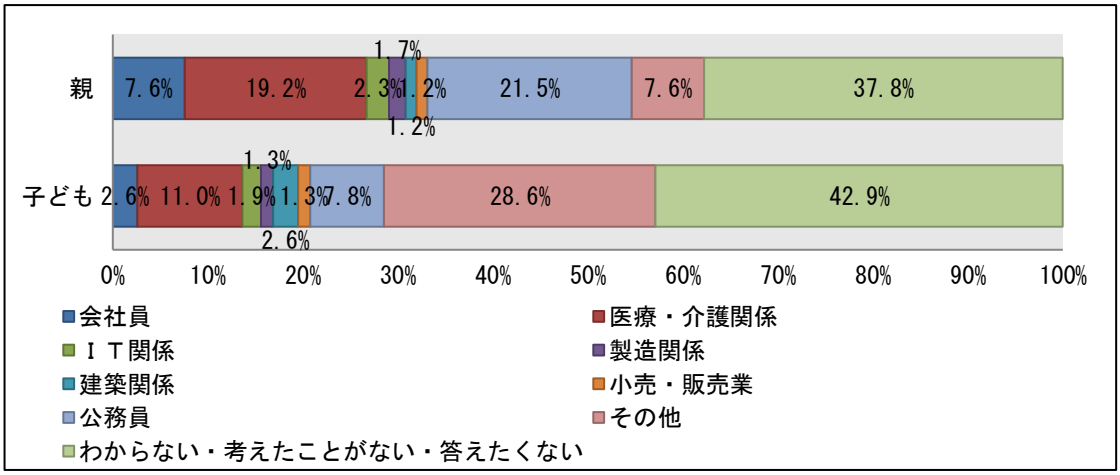

◆子育て支援への要望について

・子育て支援に関する行政への要望事項について、貸付金や奨学金などの制度的な要望が一番多く、次に無料の学習塾や学習塾への費用の補助など学習面の支援となっています。

【図 21 子ども支援策への要望（人）※複数回答あり】

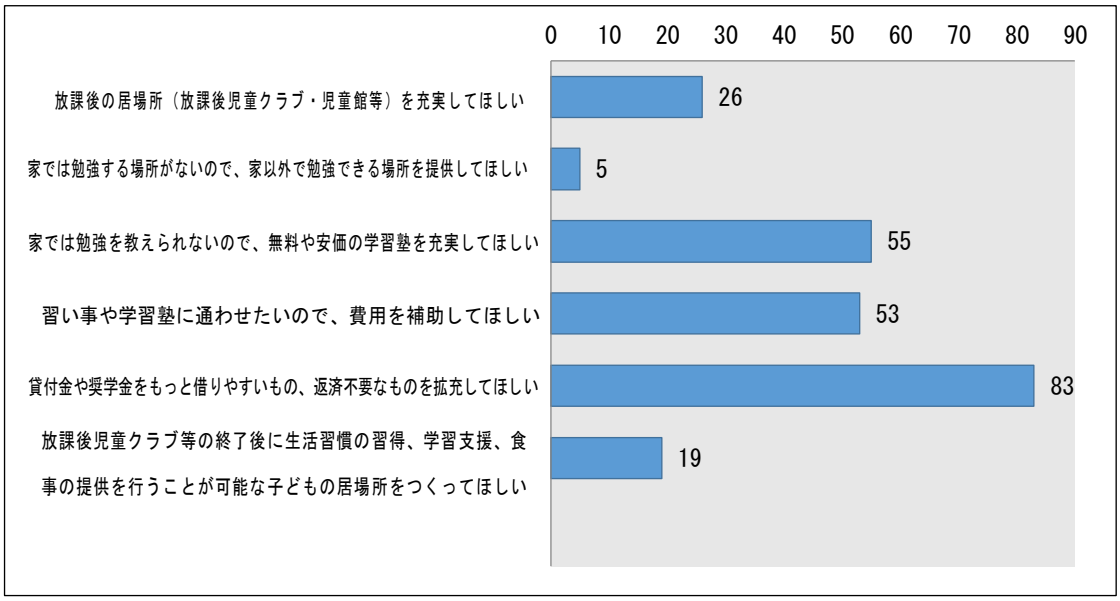

⑵子どもの貧困に関する町民意識調査について

本計画を策定するにあたり、「子どもの貧困」に関する町民の意識や必要な支援策について把握するため、平成 28 年 7 月 27 日から 8 月 10 日までの期間に、18 歳以上の高鍋町に在住する住民から無作為抽出した町民 2,000 人を対象にアンケート調査を行いました。

有効回答数は 644 人で、有効回答率は 32.2%となりました。(※1)

◆「子どもの貧困」に対する町民意識

「子どもの貧困」について、約 9 割の方が聞いたことがあり、約半数の方が身近に感じています。また、約 8 割の人が問題だと思っており、「衣食住」や「教育」の分野に影響を与えていると考えています。

【図 22 子どもの貧困を知っていますか】

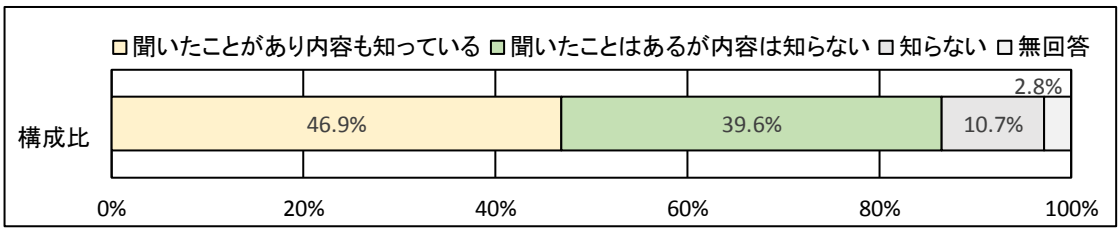

【図 23 子どもの貧困を身近に感じますか】

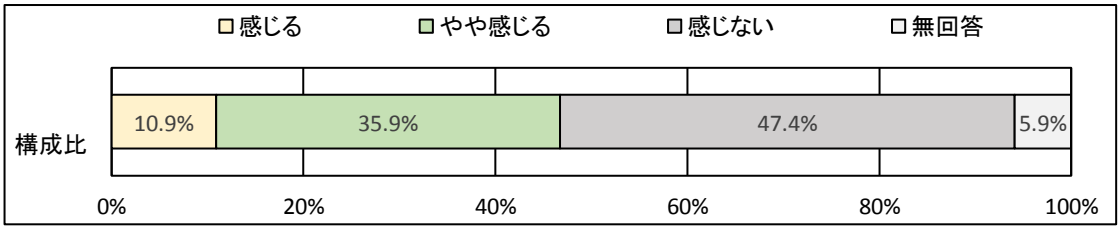

【図 24 子どもの貧困を問題だと思いますか】

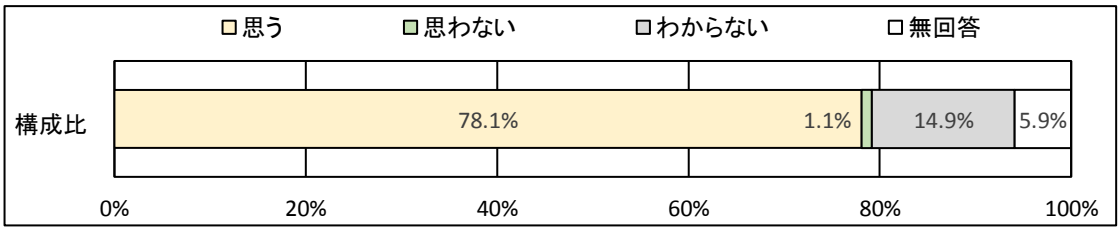

※1 アンケートの回収票の信頼性：アンケート票数と誤差との関係は、当然アンケート票数が少ないと誤差は大きく、アンケート票数が多いと誤差は少なくなります。しかしその関係は一定ではなく、富士山の稜線のカーブのような関係にあります。つまり、票数が少ない時は票数を少し増やすことにより誤差が大幅に減少しますが、ある一定の数を超えると、票数を大幅に増やしても誤差はほとんど変わらなくなります。統計学的には、この「一定の数」は、目標誤差：3～5%以内であれば良いとされており、概ね 400～1,100 票程度であることが算出されています。つまり、有効回答票の回収数がこの程度あれば、住民意向の把握として十分納得できる数字になると言えます。今回のアンケートでは 644 票の有効回答票数がありましたので、精度（誤差）は 3.9%となりました。これは、例えば、違う町民の方々を対象にして同じ調査を 100 回行った場合でも、95 回（信頼度：95%）は、その結果の%の値が±3.9%以内でしか違わないということです。

【図 25 子どもの貧困が最も影響を与えている分野】

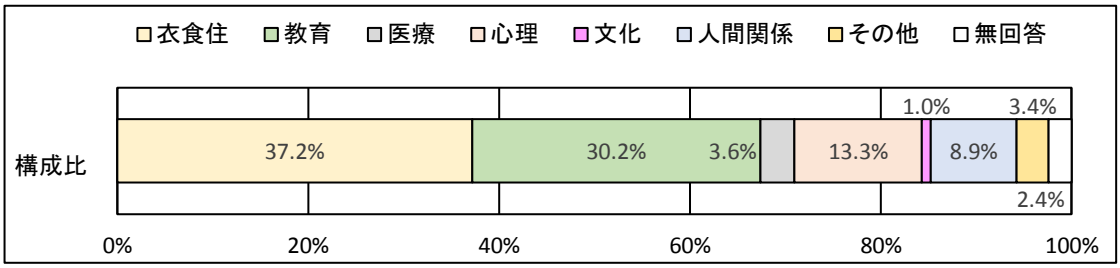

◆「子どもの貧困」に対する支援方策に関する町民意識

重要施策として取り組むべき支援策として「子育て・生活・就業等様々な相談に一括で対応できる窓口の整備」が最も高く、次に「親の就労支援」、「子どもの居場所づくり」となっています。

【図 26 支援策の重視度】

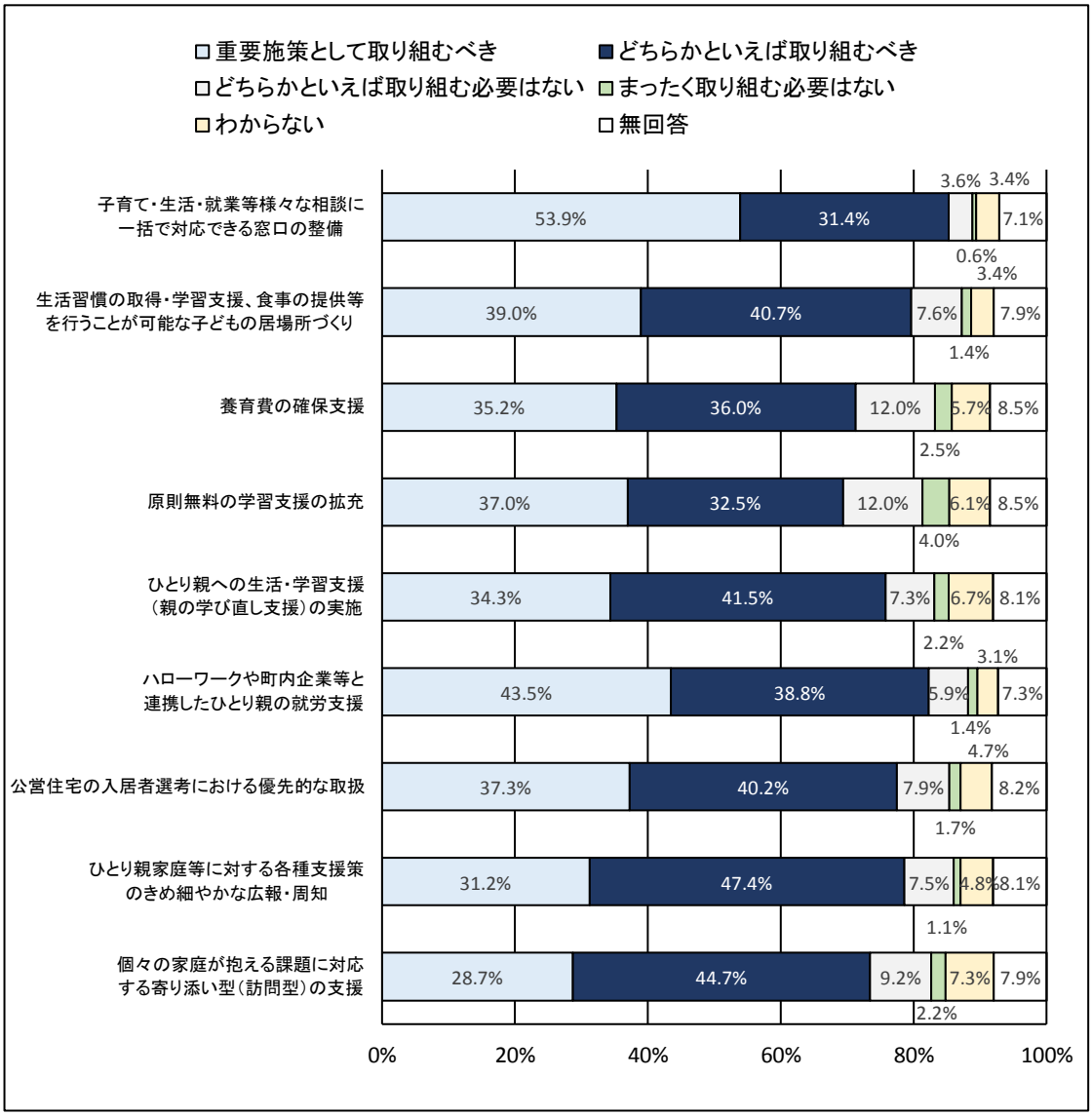

⑶子どもの貧困に関する関係機関アンケート調査について

本計画を策定するにあたり、「子どもの貧困」に関する現状や課題の把握、今後の支援体制の方向性を把握するため、平成 28 年 10 月 20 日から 10 月 28 日までの期間に、実際に子どもや保護者と接点のある町内の関係機関（者）26 機関（人）を対象に自由記述によるアンケート調査を行いました。

回答数は 22 機関（人）で、回答率は 84.6%となりました。

◆現在設置を検討している「子育て世代総合支援センター（仮称）」の機能や業務について

現在、設置を検討している「子育て世代総合支援センター（仮称）」の機能や業務について、①要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能、②対象家庭の実情に応じた支援方法のコーディネート・各種支援機関へのつなぎ、③学校、健康づくりセンター、民生児童委員、福祉事務所、児童相談所、警察署、職業安定所など関係機関とのネットワーク構築、④家庭訪問等による相談支援、⑤新たな社会資源の創出を想定していますが、これ以外の機能や業務として、親教育プログラムの実施、子育てに関するボランティアのコーディネート、参加・体験型の事業（セミナー・野外活動等）、子育て相談事業を期待するなどの回答がありました。

◆既存制度以外の町独自の支援制度について

生活困窮家庭やひとり親家庭への既存の支援制度以外に、町独自の有効な支援制度（実現可能かどうかは考慮しない）について、就労支援・訓練事業、フードバンク事業、リサイクル事業、子ども食堂、医療費の助成、家計管理支援、生活援助、学習支援、経済負担の軽減などの回答がありました。

◆日々の活動（業務）で感じている課題について

何らかの支援が必要な子どもや保護者に対し感じている課題について、保護者の養育・監護能力の不足、金銭感覚のずれ、支援に対する理解不足など“保護者”に課題を感じており、これらの課題が子どもの学業や生活習慣の未定着など健全な成長に影響を与えているとの回答が多くありました。また、子どもに対して確実に支援が伝わるような対応が必要であるとの回答もありました。

◆その他、ひとり親家庭等生活困窮家庭や様々な問題を抱える家庭に対して、日々の活動（業務）で感じていることについて

上記の課題以外で感じていることについて、保護者と子どもとの関わりや養育能力の不足を感じているとの回答が多くありました。その他、保護者との連絡や関わり方が困難、金銭感覚のずれ、保護者への支援の必要性、子どもの食生活の悪さなどの回答もあり、上記の設問と同様に“保護者”に関連する回答が多くなっています。

4．本町における社会資源・地域環境

⑴学習支援

本町では、高鍋町社会福祉協議会が無料の学習塾「社協塾」の運営を平成 26 年 11 月から始めています。社協塾の対象となるのは、小学校 5 年生から中学校 2 年生までの児童生徒で、毎週土曜日に社会福祉協議会の会議室において、元教員等のボランティア講師による個別学習指導を行っています。

受講生は年々増加傾向にあり、アンケート結果からも「利用したい」との意見が多数あります。ただし、町内に 1 箇所しかなく送迎などの理由から利用を断念する人もいます。

また、ボランティア講師の確保に苦慮している状況も見受けられます。

◆塾生の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
20 名	36 名	38 名

※平成 26・27 年度は各年度 3 月 31 日現在、平成 28 年度は 10 月 1 日現在の人数

《資料：高鍋町社会福祉協議会》

◆社協塾の利用希望状況（%）

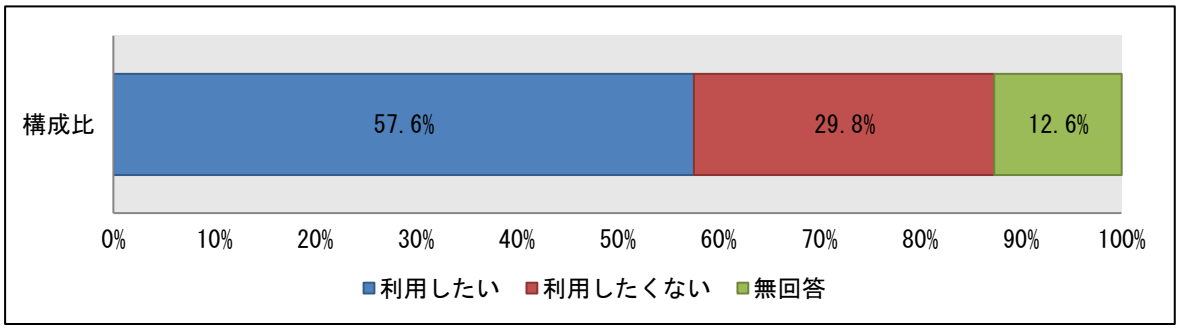

《資料：平成 28 年高鍋町ひとり親家庭等アンケート調査》

⑵フードバンク事業

本町では、平成 27 年 8 月に岡山市の学校法人順正学園と「食糧支援に関する確認書」を締結し、生活困窮度合いの高い家庭に対して食料支援を行う「順正デリシャスフードキッズクラブ」を活用したフードバンク事業に取り組んでおり、現在 34 世帯がこの食糧支援制度を利用しています。

また、高鍋町社会福祉協議会においても、平成 27 年 12 月に地元飲食店と応援協定を締結し、緊急性を要する生活困窮者に対して食料品の提供を行うフードバンク事業に取り組んでいます。

⑶要保護児童対策地域協議会

本町では、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携をとりながら、児童虐待や養育能力の不足など問題を抱える家庭の子どもの保護を図るため、必要な情報の交換や共有、支援の内容に関する協議を行っています。

◆構成団体

分類	機関名
行　政　機　関	高鍋町
	高鍋町教育委員会
	宮崎県中央児童相談所
	児湯福祉事務所
	高鍋保健所
	高鍋警察署
医療・福祉機関	高鍋町医師会
	高鍋町社会福祉協議会
	高鍋町民生・児童委員協議会
	高鍋町内の児童養護施設
	高鍋町地域子育て支援センター
教　育　機　関	高鍋町内の保育園・幼稚園・小学校・中学校

⑷児童養護施設

保護者の病気や仕事などの理由で子どもの養育が一時的に困難になった場合、保護者に代わって児童養護施設が一定の期間預かり、家庭での子育てを支援します。

本町では、「じゅうじの家」において、ショートステイ事業(※1)とトワイライトステイ事業(※2)を行っています。

⑸高鍋町ファミリーサポートセンター

本町では、平成20年度より、育児の援助を行いたい人（おたすけ会員）と育児の援助を受けたい人（おねがい会員）からなる会員組織を設立し、「仕事の都合で保育所への送りや迎えに行けない」場合などに地域において育児に関する相互援助を支援しています。

サポート対象は、生後 3 ヶ月から小学生までの子どもで 1 時間あたり 200 円から400円で利用することができます。

※1 ショートステイ事業：「保護者の疾病」「育児疲れなどの精神的理由」「出張などの社会的理由」「監護など家庭養育上の理由」「経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合」に該当する家庭の児童又は母子などが7日以内を原則として利用できる事業。

※2 トワイライトステイ事業：保護者が仕事などで平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童を午後10時まで預かる事業。（宿泊又は休日も利用できる）

⑹地域子育て支援センター

本町では、平成 16 年度より、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、及び家庭保育を行う人への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

⑺放課後児童クラブ・児童館

本町では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の健全な育成を目的として、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを町内 6 ヶ所で開設しています。

また、西小学校区に児童館 1 ヶ所を開設し、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を支援しています。

◆町内放課後児童クラブ

学校区	クラブ名	定員
東小学校区	東小学校放課後児童クラブ	50 人
	高鍋幼稚園ひまわり児童クラブ	20 人
	石井記念にっしん保育園なかよし児童クラブ	20 人
	明倫保育園めいりん児童クラブ	20 人
西小学校区	高鍋西小学校放課後児童クラブ	20 人
	なでしこ児童館放課後児童クラブ	50 人

⑻ＮＰＯ法人

町内に事務所があるＮＰＯ法人は 12 団体あり、主に子どもを対象とした事業を行っている団体は 3 団体となっています。

◆ＮＰＯ法人一覧表

法人名	定款に記載された事業（一部抜粋）
野の花館	子どものための文化・芸術に係る事業
敬愛	グループホーム等の設立・運営事業
しろはと工房	障害者自立支援に関する事業
ＮＰＯきづな	障害者自立支援に関する事業
ＡＩ	地域の安全・福祉向上に関する事業
良子の園保育園	乳幼児・保護者の子育て支援事業
海外交流協会	国際交流に関する事業
高鍋町観光協会	観光資源の紹介・宣伝に関する事業
児湯・高鍋ライフセービングスポーツクラブ	生涯スポーツ普及事業
黄砂防止機構	黄砂発生地帯の緑地化に関する事業
あおき	介護保険・障害福祉サービスに関する事業
環境保全再生フォーラム	河川周辺の環境美化活動

５．本町における課題

本町の子どもを取り巻く現状、ひとり親家庭や関係機関へのアンケート調査、「子どもの貧困」に対する町民意識調査の結果を踏まえ、本町の子どもの貧困対策における重要な課題として、以下の５点があげられます。

①各種支援制度の周知

ひとり親家庭等に対して様々な支援制度があるにもかかわらず、ひとり親家庭医療費助成の利用がほとんどで、他の支援制度の利用が少ない傾向にあります。また、「制度が分からない」などの意見も多いことから、内容が分からないため利用をしていないことも考えられます。

ひとり親家庭等の生活困窮家庭が、必要に応じて支援制度を効果的に利用するためにも、支援制度の周知を図る必要があります。

②様々な課題に一括で対応できる相談窓口・支援体制の整備

悩みごとを親や友人等の身近な人に相談しており、様々な支援制度の情報を保有している役場等の公的機関への相談はほとんどありません。このことは、上記の課題にもつながっているものと考えられます。

また、町民意識調査における支援方策として「ワンストップ窓口の整備」に取り組むべきとの意見も多いことから、支援を必要とする人や悩みごとを抱えている人など全ての人が相談できる窓口や各種支援につなげていく体制を整備する必要があります。

③生活の安定に向けた親への支援

町民意識調査から、子どもの貧困や問題を抱える家庭の要因として、子どもを養護する保護者の資質や家庭環境、また、雇用の不安定さやこれに起因する収入の少なさ等を指摘とする意見が多くあります。

子どもの貧困を解消するためには、子どもの生活習慣の獲得や教育の機会確保などが必要となりますが、一方で子どもが身体的・精神的にも安心して日々を送ることができる家庭生活の安定も大切となります。

そのためには、家庭生活の基盤となる親（保護者）への支援により雇用や収入の安定、養育力の向上などを図り、家庭生活を安定させていく必要があります。

④子どもの学習機会等の確保に向けた経済的負担の軽減

ひとり親家庭等の生活困窮家庭では、経済的理由により子どもに対し学習塾や習い事、放課後児童クラブ等の利用を控える傾向にあります。このことは、子どもの将来の進学や就職にも影響を与えることが懸念されます。

子どもの健全育成の面からも、遊びや生活の場、教育や学習の機会を確保することは重要な取り組みとなります。そのためにも、生活困窮家庭等の経済的負担の軽減を図り、子どもの学習機会等の確保を図っていく必要があります。

⑤生活困窮家庭等を対象とした新たな社会資源の確保・育成

現在、学習支援活動として高鍋町社会福祉協議会が行う「社協塾」があるものの、全国で広がりを見せている「子ども食堂」や「学習支援や生活習慣の取得等を行う子どもの居場所」、また、その受け皿となる団体が町内には存在していません。

生活困窮家庭等への支援の幅を広げると同時に、子どもの健全育成にも資することから、これらの新たな社会資源を確保・育成していく必要があります。

ただし、利用者が生活困窮者であるとのレッテルが貼られないような配慮が必要です。

第３章　計画の基本理念・基本方針

１．基本理念

子どもがいる現役世帯の貧困率は約 15%ですが、このうち、ひとり親世帯の貧困率は 50%を超えています。そして、親が就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

また、子どもが小さいうちは特に、育児等の都合から、母親は非正規労働に就くことが多く、就労が不安定な状況にあります。さらに、正規・非正規にかかわらず、女性は男性と比べ賃金の額が低く、平均的な収入は男性の収入を下回ります。このことから、ひとり親世帯の中でも特に母子世帯の生活が厳しい状況にあります。

こうしたことを背景として、貧困の状態にある子どもたちが、親の模範や手本、支援の欠如により、生活や学びの習慣がうまく獲得できなかったり、家計が苦しく、進学など将来への希望が持てなかったりすることで、「将来への『あきらめ』」の気持ちを持ってしまうことが懸念されます。

子どもの貧困対策のねらいは、こうした厳しい状況に置かれた子どもたちも、自分の将来に希望を持てる社会を実現していくことです。

本町では、ひとり親家庭等の生活困窮家庭の子どもの貧困対策も含め、児童虐待など様々な問題を抱える家庭の子どもや保護者を対象とする相談支援体制や社会資源等の必要な環境整備を行い、町内に住むすべての子ども達が「目をきらきらと輝かせ」「笑顔が絶えない」「将来の夢に向かっていける」社会の実現を目的として、以下の基本理念を定めます。

子ども一人ひとりが輝き笑顔あふれるまち　たかなべ
～すべての子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会へ～

２．基本方針

すべての子どもたちが自分の将来に希望を持って成長していけるよう、本町の現状と課題や基本理念を受け、以下の基本方針により本計画を推進していきます。

【基本方針１】支援につなげる

○ワンストップ窓口（相談支援専門機関）の整備
○支援制度の周知徹底と相談体制の構築
○学校や健康づくりセンターをプラットフォームとした
　問題を抱える家庭への支援
○特別な支援を要する子どもを養育する家庭への支援

【基本方針２】生活の安定につなげる

○就労・収入の安定に向けた支援
○養育力の向上に向けた支援
○家計管理支援
○保護者の心身の健康確保支援

【基本方針３】子どもの夢や希望につなげる

○教育費負担の軽減
○新たな社会資源の創出
○子どもの心身の健康確保支援
○学校教育による学力保障

【基本方針４】地域社会につなげる

○地域で子育てを応援
○民生委員・児童委員の活動支援
○地域に開かれた学校づくりの推進
○社会全体で応援

３．具体的取り組み

◆基本方針①　支援につなげる

生活困窮や児童虐待等に陥る家庭は、収入の低さや保護者の養育力不足など様々な問題による家庭生活の不安定さが要因といわれています。まずは、学校や健康づくりセンター等の関係機関と連携しながら支援対象家庭の早期把握に努めるとともに、個別ニーズに応じて資金貸付制度や食糧支援制度などの活用、児童相談所や児湯福祉事務所など関係機関へのつなぎにより、生活困窮や児童虐待等を未然に防止するとともに、そのような状況を改善していく必要があります。

そのため、関係機関と連携しながら相談支援を行う専門機関の設置と保護者自ら支援を利用できるように支援制度の周知に取り組んでいきます。

⑴ワンストップ窓口（相談支援専門機関）の整備

現在もハローワーク・職業訓練機関による就労支援や児童相談所・ＮＰＯ団体による子育て支援など様々な支援機関があるものの、ひとり親家庭等の生活困窮家庭や児童虐待など様々な問題を抱える家庭は、複合的な問題を抱えており、一つの支援機関だけでは対応できないケースが想定されます。

そのため､地域においてバラバラに存在する支援制度･機関をネットワーク化して、一人ひとりの状況に沿った相談支援を専門的に行うワンストップ窓口を整備します。

◆ワンストップ窓口（相談支援専門機関）の業務

①支援対象者の把握業務

支援の対象者を把握するため､児童扶養手当事務担当課や健康づくりセンター、保育園・幼稚園・認定こども園・学校、民生委員等から情報収集を行う。

②相談支援業務：個別ケースに対しての相談支援業務

●ケアマネジメント業務

本人と共に、本人が抱える課題を整理（アセスメント）し、課題克服に向けた支援をコーディネートし、全体をマネジメントする。

●包括的・継続的支援業務

中長期的に、本人に寄り添って包括的・継続的に相談対応や同行支援等を行い、目標達成に向けた本人の行動実践への働きかけをする。

③地域連携・地域開発業務

関係機関・関係者と連携し、支援に役立つ社会資源の発掘・開発促進を行うとともに、情報提供につながるよう社会資源との連携も行う。

例）子どもの学習支援（居場所づくり）・親の中間的就労の場の開拓など

④高鍋町要保護児童対策地域協議会業務

要保護児童対策地域協議会の調整機関として、スムーズなケース会議の開催、支援対象者の情報共有、支援策の検討及び進行管理等を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関とのネットワーク形成・連携強化を行う。

⑤その他、子育て家庭の相談支援に関する業務

◆支援体制イメージ

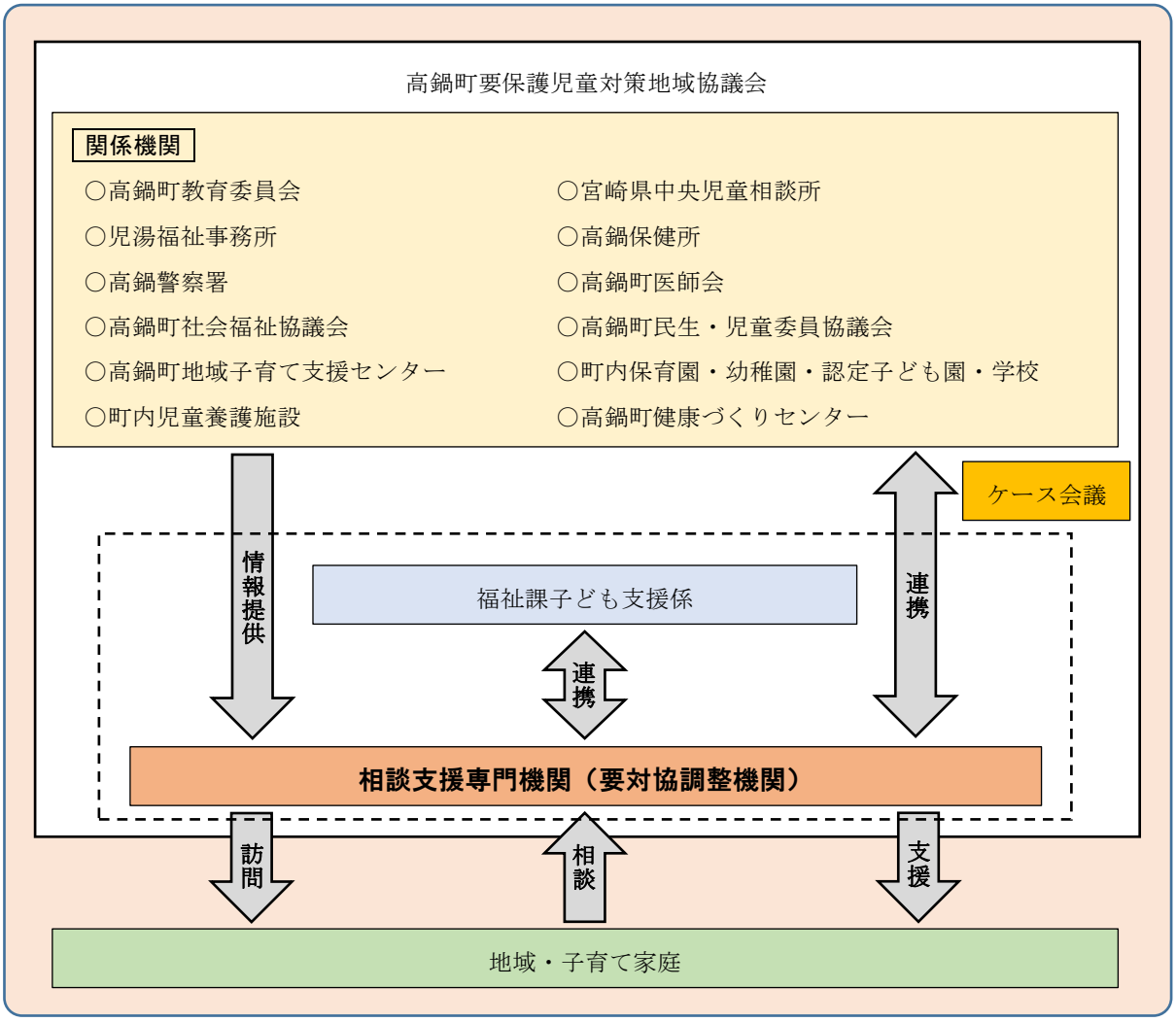

⑵ 支援制度の周知徹底と相談体制の構築

必要な支援制度を適切に利用できるよう相談支援専門機関や町ホームページ、子育て応援サイト「ママフレ」など各種媒体を通じた情報提供により、支援制度の周知徹底を図っていきます。

また、児童扶養手当の現況届の提出時期を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の構築を検討していきます。

⑶ 学校や健康づくりセンターをプラットフォームとした問題を抱える家庭への支援

学校や乳幼児健診等を実施している健康づくりセンターは、児童虐待や貧困から派生する様々な問題の早期発見が期待されます。

そのため、相談支援専門機関と連携・情報共有を図ることで、早期の支援につなげていきます。

⑷特別な支援を要する子どもを養育する家庭への支援

生活困窮家庭や児童虐待など様々な問題を抱える家庭への支援はもちろんのこと、不登校や発達障がいなど特別な支援を要する子どもを養育する家庭への支援も充実させていく必要があります。

特に、発達障がいを抱える子どもの数は年々増加傾向にあり、特性の程度によっては子育ての難しさから児童虐待等につながっていく可能性があります。そのような子どもの健やかな成長を促すためには、保護者が子どもの特性に気づき早期の発達支援や療育につなげること、また、保護者の育児や就学に関する不安の解消等に努めることが必要となります。

そのため、高鍋町障がい者（児）等基幹相談支援センターや健康づくりセンターと連携しながら、乳幼児健診や保育園・学校等で発達の障がいが疑われた早期の段階での療育相談へつなげていきます。

また、発達障がいの有無に関わらず保護者全体に、発達障がい等に関する基本的知識や早期介入の重要性の理解促進に努めていきます。

◆基本方針②　生活の安定につなげる

家庭生活の安定は、子どもが精神的・身体的に安心して生活を送る上で、また、生活習慣の獲得にも必要なものであり、支援制度などの利用により、生活を安定・継続させていく必要があります。

そのため、就労や収入の安定、また、養育力の向上など保護者への支援に取り組んでいきます。

⑴就労・収入の安定に向けた支援

より良い就業により安定した生活が送れるよう、ハローワークと連携した就業相談や情報提供、高等職業訓練促進給付金等の活用による職業能力開発のための教育訓練等の受講促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能習得の支援に努めていきます。

また、安心して働ける環境を整備するため、様々な保育ニーズに対応した保育環境の充実や放課後児童クラブの拡充などに努めていきます。

⑵養育力の向上に向けた支援

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な家庭に対して、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標・期限を設定した上での支援に努めていきます。

また、高鍋町要保護児童対策地域協議会による情報共有、相談支援専門機関による定期訪問などにより、中長期的な見守りを行っていきます。

⑶家計管理支援

保護者自ら適切に家計を管理し、家計を安定させることは、再び困窮状態にならないための予防、税等の滞納の解消、就職活動の円滑化といった効果が期待されています。

そのため、国が新たに実施する予定の家計管理等の講習会への受講推進など家計管理を改善・向上させるための支援に努めていきます。

⑷保護者の心身の健康確保支援

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理など、関係機関と連携しながら相談支援に努めていきます。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し、支え合う場の創出を検討していきます。

◆基本方針③　子どもの夢や希望につなげる

子どもの夢や希望を実現するためには、基本的な生活習慣の獲得や社会性・社会力の向上、学力保障による進学の機会均等を図っていく必要があります。

そのため、放課後児童クラブや学習塾等の利用に対する経済的負担の軽減と学校における教育支援などに取り組んでいきます。

また、無料学習塾の拡充、子どもの居場所づくりなど新たな社会資源の創出にも取り組み、子どもの夢や希望の実現に資する支援の拡充に努めていきます。

⑴教育費負担の軽減

生活保護世帯やひとり親家庭等の生活困窮家庭の子どもに対する教育の機会均等を図るため、学習塾や習い事に係る支援制度、放課後児童クラブ利用料減免などの負担軽減策を検討していきます。

また、準要保護児童生徒に対する就学援助の内容等について検討するなど、就学しやすい環境を整備していきます。

⑵新たな社会資源の創出

経済的な理由で食事を満足に取れなかったり、親が忙しくて子どもだけで食事を取っている子どもたちに食事と居場所を提供する「子ども食堂」や家でも学校でもない第三の居場所として学習支援や夕食の提供、生活習慣の習得等を目指す「子どもの居場所」など新たな社会資源の創出に努めていきます。

また、現在、高鍋町社会福祉協議会が行っている無料の学習塾の拡充に向け、関係機関と連携しながら検討していきます。

⑶子どもの心身の健康確保支援

乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあるため、乳幼児健診等における保健・栄養指導の機会等を活用し、子どもの健やかな発育・発達を支援してきます。

また、保育所や学校等においても、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な支援に努めるとともに、食育も含めた子どもの健やかな発育・発達に努めていきます。

⑷学校教育よる学力保障

家庭環境等に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後学習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進します。**（※大綱及びプロジェクトより抜粋）**

◆基本方針④　地域社会につなげる

子どもが将来の夢に向かって安心して成長していくためには、子どもや保護者が関係機関等による支援から外れた後も健全に生活し、二度と同じ状態に戻らないようにすることが必要です。

そのためには、地域から孤立することなく子育てや家庭生活において、民生委員や近隣住民など地域社会との繋がりが欠かせません。そこで、地域で見守る体制の確立や地域社会と学校等とのネットワークづくりなどに取り組んでいきます。

⑴地域で子育てを応援

少子高齢化の急速な進展に加え、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域社会の支え合う力が弱まってきており、このことは子育て家庭の孤立や児童虐待など様々な問題を引き起こしています。

そのため、安心して子どもを産み育てるため、地域全体で子育てを支援するネットワークづくりに努めていきます。

⑵民生委員・児童委員の活動支援

地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動を円滑に行うための必要な支援や情報の提供、働きかけに努めていきます。

⑶地域に開かれた学校づくりの推進

保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して児童生徒の健やかな成長を図るため、コミュニティ・スクール事業に積極的に取り組み、より一層地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境の整備を支援していきます。**（※高鍋町子ども・子育て支援事業計画より抜粋）**

⑷社会全体で応援

子どもの安全を見守るため、学校やＰＴＡ、警察等の関係機関との連携を深めるとともに、貧困や児童虐待などの実態を広く周知することで、社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成に努めていきます。

第４章　計画の推進

１．計画の推進

ひとり親家庭や様々な問題を抱える子育て家庭を応援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、学校等教育関係機関、児童相談所等福祉関係機関などを含めて社会全体が連携することが必要となります。

本計画の推進にあたっては、新たに設置する相談支援専門機関を中心に、これら関係団体等とのネットワークを構築し、連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、全庁的な推進体制のもと、様々な施策を計画的・総合的に推進していきます。

２．計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、ＰＤＣＡサイクルにより点検・評価を行いながら着実な推進を図っていきます。

また、社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況の変化などによる国や県の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとします。

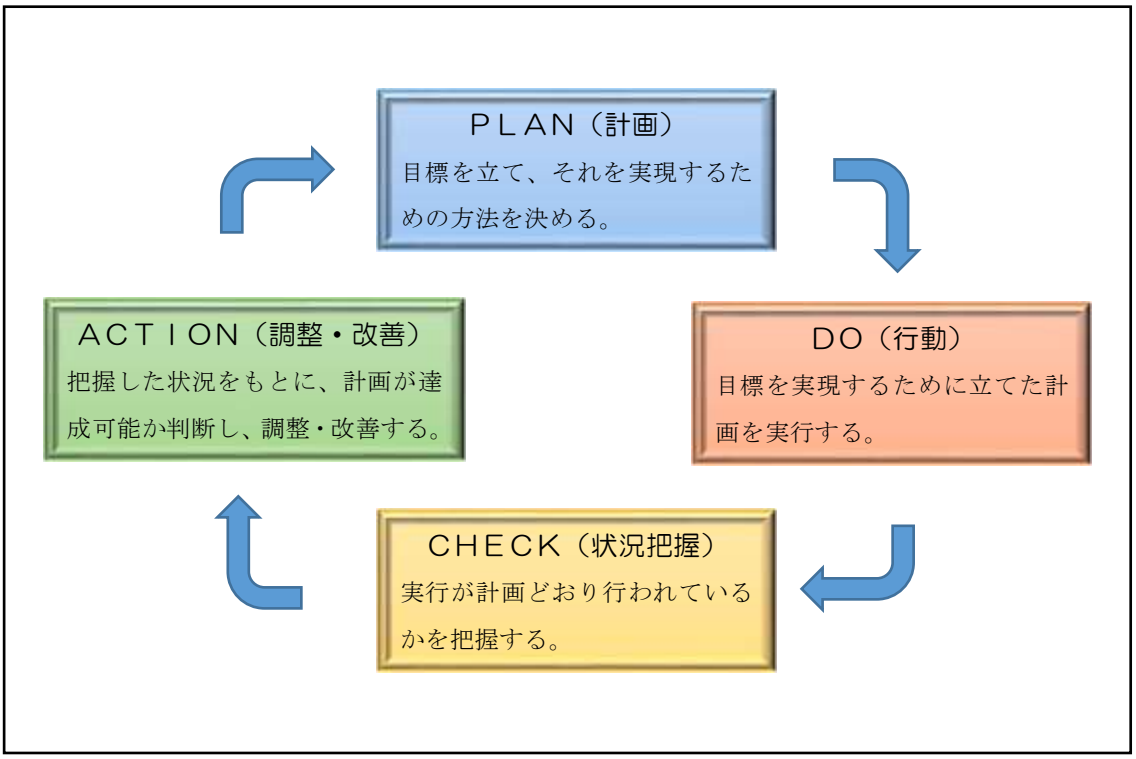

高鍋町子どもの輝く未来応援計画

資　料　編

◆高鍋町子どもの輝く未来応援計画策定の経過概要

年	月	日	実施項目	内容
28	7	11	第１回高鍋町子どもの輝く未来応援計画策定委員会	・委員委嘱 ・計画策定の趣旨・背景について ・計画の策定方針について ・実態調査項目の検討について
28	7	27	町民意識調査【子どもの貧困に関するアンケート】	回収率　32.2% 18 歳以上の無作為抽出した町民 2000 人を対象に実施
28	8	10		
28	8	1～31	ひとり親家庭等アンケート調査	回収率（保護者）61.7% （子ども）47.3% ひとり親家庭の保護者（324 人）及び子ども（328 人）を対象に実施
28	10	10～28	子どもの貧困に関するアンケート調査【関係機関向け】	回収率　84.6% 学校・児童相談所・福祉事務所等 26 機関を対象に実施
28	11	7	第２回高鍋町子どもの輝く未来応援計画策定委員会	・高鍋町子どもの輝く未来応援計画（案）について（総論・現状と課題） ・支援体制（専門機関及び施策）の検討について ・先進地視察調査について
28	12	14	先進地視察調査	和歌山県湯浅町 ・家庭教育支援チーム「トライアングル」の活動内容について ・実際の相談支援に関する課題や問題点について
28	12	15	先進地視察調査	兵庫県三田市 ・ひとり親相談システムについて ・就業支援専門員の配置による相談窓口強化事業について ・子育て世代包括支援センターについて
29	2	1	第３回高鍋町子どもの輝く未来応援計画策定委員会	・高鍋町子どもの輝く未来応援計画（案）について（全体）
29	2	3～17	高鍋町子どもの輝く未来応援計画（案）に対するパブリックコメントの実施	意見なし
29	2		高鍋町子どもの輝く未来応援計画の策定・公表	

◆高鍋町子どもの輝く未来応援計画策定委員会設置要綱

平成２８年６月１５日
訓令第４４号

（目的）

第１条　高鍋町に在住する子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す高鍋町子どもの輝く未来応援計画の策定にあたり本町の子どもの貧困対策に関する課題、問題等を検討、協議するため高鍋町子どもの輝く未来応援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

⑴　高鍋町子どもの輝く未来応援対策計画の策定に関すること。

⑵　その他貧困対策のために必要な事項についての協議等に関すること。

（組織）

第３条　委員会は委員10人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長と副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。ただし、委嘱後の最初の召集は町長が行う。

２　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附　則

１　この訓令は、公表の日から施行する。

２　この訓令は、平成29年３月31日限り、その効力を失う。

◆高鍋町子どもの輝く未来応援計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	所属	役職	備考
委 員 長	盛　満　弥　生			
副委員長	井　上　敏　郎			
委　　員	大　坪　貴　子	宮崎県教育庁 中部教育事務所	ＳＳＷ（ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ）	教育関係
委　　員	黒　木　倫　徳	高鍋町教育委員会 教育総務課	教育対策監	教育関係
委　　員	西久保　泰　子	宮崎県児湯福祉事務所	副主幹	福祉関係
委　　員	井　上　敏　郎	高鍋町社会福祉協議会	事務局長	福祉関係
委　　員	秋　月　種　郎	高鍋町民生委員・児童委員協議会	副会長	福祉関係
委　　員	上　田　久　恵	高鍋町地域子育て支援センター	センター長	子育て関係
委　　員	松　木　成　己	高鍋商工会議所	専務理事	企業関係
委　　員	金　田　裕　子	高鍋公共職業安定所	就労支援ナビゲーター	就労関係
委　　員	加　藤　智　徳	高鍋町自治公民館連絡協議会	評議員	地域関係
委　　員	盛　満　弥　生	宮崎大学教育学部	講師	学識経験者

高鍋町子どもの輝く未来応援計画

編集・発行　宮崎県高鍋町福祉課
〒884-8655　宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地
電　話：０９８３－２６－２０１０
ＦＡＸ：０９８３－２３－６３０３
E-mail：fukushi@town.takanabe.miyazaki.jp

子供の未来は日本の未来